

厚生労働科学研究費補助金
障害者政策総合研究事業

第2回補装具の効果的なフォローアップに関するシンポジウム資料

補装具費支給制度等における適切なフォローアップ等のための研究(20GC1012)

令和3年度中間報告書

研究代表者 高岡 徹

令和4(2022)年 2月

研究組織

研究代表者

高岡 徹 横浜市総合リハビリテーションセンター

研究分担者

樫本 修 宮城県リハビリテーション支援センター

菊地 尚久 千葉県千葉リハビリテーションセンター

芳賀 信彦 国立障害者リハビリテーションセンター

中村 隆 国立障害者リハビリテーションセンター

研究協力者

渡邊 慎一 横浜市総合リハビリテーションセンター

倉兼 明香 横浜市総合リハビリテーションセンター

横井 剛 横浜市障害者更生相談所

西嶋 一智 宮城県リハビリテーション支援センター

藤原 清香 東京大学医学部附属病院リハビリテーション部

宮永 敬市 北九州市保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課

高山 富浩 北九州市保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課

アドバイザー

伊藤 利之 横浜市総合リハビリテーションセンター

開催概要

第2回 補装具の効果的なフォローアップに関するシンポジウム

開催日： 2022年2月26日（土）
時間： 開演 14:00～17:00（開場 13:30～）
会場： TKP ガーデンシティ PREMIUM 京橋
（京橋エドグラン 22階 ホール 22B）
開催形式： 会場およびオンライン併用（Zoom ウェビナー）

プログラム

14:00～14:10	開会挨拶・本事業の概要説明 横浜市総合リハビリテーションセンター 高岡 徹
14:10～14:20	義肢・装具・車椅子のフォローアップに関わる文献的考察 横浜市総合リハビリテーションセンター 加茂野 絵美
14:20～14:30	装具フォローアップの取り組み：補装具製作事業者の立場から 株式会社P.O.ラボ 大谷 巧
14:30～14:40	補装具フォローアップにおける北九州市の取り組み ～補装具管理手帳の活用について～ 北九州市保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課 高山 富浩
14:40～14:50	適切な補装具利用に向けたアイデア検討ワークショップについて 株式会社NTTデータ経営研究所情報未来イノベーション本部 柴田 創一郎
14:50～15:05	休 憩
15:05～15:50	【シンポジウム】 補装具フォローアップに関わるそれぞれの立場から 【司 会】 高岡 徹・渡邊 慎一 【シンポジスト】 加茂野 絵美・大谷 巧・高山 富浩・柴田 創一郎
15:50～16:05	休 憩
16:05～16:50	【統括シンポジウム】 効果的なフォローアップとは 【司 会】 高岡 徹・渡邊 慎一 【シンポジスト】 榎本 修・菊地 尚久・中村 隆・芳賀 信彦
16:50～17:00	閉会挨拶 横浜市総合リハビリテーションセンター 高岡 徹

目次

I 研究成果概要.....	1
---------------	---

横浜市総合リハビリテーションセンター 高岡 徹

II 中間報告書

1. 義肢、装具、車椅子のフォローアップに関わる文献的考察.....	3
------------------------------------	---

横浜市総合リハビリテーションセンター 加茂野 絵美

2. 装具フォローアップの取り組み：補装具製作事業者の立場から.....	17
--------------------------------------	----

株式会社 P.O. ラボ 大谷 巧

3. 補装具フォローアップにおける北九州市の取り組み～補装具管理手帳の活用について～.....	19
---	----

北九州市保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課 高山 富浩

4. 適切な補装具利用に向けたアイデア検討ワークショップについて.....	25
---------------------------------------	----

株式会社 NTT データ経営研究所 柴田 創一郎

5. 身体障害者更生相談所を要としたフォローアップの実現に向けて.....	29
---------------------------------------	----

宮城県リハビリテーション支援センター宮城県保健福祉部 檜本 修

6. 障害当事者による有効利用の促進.....	34
-------------------------	----

国立障害者リハビリテーションセンター研究所 中村 隆

7. 補装具製作者によるフォローアップの現状調査.....	39
-------------------------------	----

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局 芳賀 信彦

8. 生活期の地域における装具処方とフォローアップの現状調査 - 千葉県広域リハ支援センターにおける調査 -	45
--	----

千葉県千葉リハビリテーションセンター 菊地 尚久

III 別添資料

● 北九州市医療従事者向け講習会資料.....	49
-------------------------	----

● 北九州市短下肢装具チラシ.....	59
---------------------	----

I .研究成果概要

第2回 補装具の効果的なフォローアップに関するシンポジウム

研究成果概要

補装具費支給制度等における適切なフォローアップ等のための研究

研究代表者 高岡 徹 横浜市総合リハビリテーションセンター センター長

1. 研究背景

障害のある方にとっての補装具は日々の生活を送るうえで欠かせない用具である。しかし、不適切な補装具や破損した補装具を使用し続けている方、どこに相談をしたらよいのかわからないといった方等がいる状況が生じている。各利用者にとって必要な補装具を適切に評価して支給すること、さらにはこうした補装具が適切に、かつ継続的に使用されることは、利用者の利便性向上に直結するとともに、公費の効率的な運用にもつながる。

2. 研究目的

障害者総合支援法により補装具費支給を行う身体障害者更生相談所（以下、更生相談所）、健康保険制度を用いて義肢装具処方を行う病院、実際に補装具を提供する製作事業者などにおける補装具や治療用装具の支給とフォローアップの現状を調査し、課題を明らかにするとともに、補装具のフォローアップ体制構築のための具体的手段を提案する。

3. 研究方法

(1) 補装具支給とフォローアップの実態把握、及び具体的手段の策定

- ① 更生相談所：全国の更生相談所 78 か所にアンケートを実施した。さらにフォローアップを行ったことのある更生相談所および補装具の造詣がとくに深い更生相談所を選び詳細な調査を行った。また、北九州市において補装具管理手帳の普及を図るとともに、アンケートを実施した。
- ② 回復期病棟：千葉県内の回復期リハビリテーションを行っている施設（64 施設）と千葉県内広域

支援センター9 か所を対象にアンケート調査を行った。

③ 補装具製作事業者：全国 270 か所の義肢装具製作所にアンケートを実施した。さらに、6 か所の事業者を選び追加のヒアリング調査を実施した。

(2) 先行研究の精査・検証

過去の研究成果を文献検索し、補装具支給に関わる課題や提案をまとめた。

(3) 障害当事者による有効利用の促進

① 義手に関する情報基盤の構築を目的に、義手利用者の情報交換会を実施した。

② 補装具利用者や補装具製作事業者、更生相談所職員などによるワークショップを開催した。

4. 研究結果及び考察

I. 結果

(1) 補装具支給とフォローアップの実態把握、及び具体的手段の策定

① 更生相談所：アンケートの回収率は 100% だった。補装具のフォローアップを現在、あるいは以前に実施している更生相談所は全国で 18 か所

(25%) に過ぎなかったが、ほとんどが効果や今後の必要性を認識していた。追加調査を実施中である。また、北九州市において補装具管理手帳と下肢装具のチラシを作製し、配布を行った。アンケート結果を集計中である。また補装具支給に関する研修会のスライド資料を作成し、研修会を開催した。

② 回復期病棟：退院後に装具の修理を行っている病院は 83.8%、再作製を行っているのは 62.2% と高率だった。千葉県内広域支援センターの追加調査は実施中である。

③補装具製作事業者：フォローアップ体制は製作事業者により異なり、4分の1の事業者ではフォローアップが行われていなかった。新たにフォローアップに取り組み始めた事業者およびユニークな取り組みを行っている事業者調査を実施中である。意欲的な事業者も多いが、マンパワーやコストの問題が避けられない問題として障壁となっていた。

(2) 先行研究の精査・検証

過去の研究成果を文献検索し、補装具支給に関する課題や提案をまとめた。

(3) 障害当事者による有効利用の促進

①義手利用者の情報交換会：オンラインミーティングを3回実施（1回は2022年2月予定）した。

②ワークショップ：2021年11月に実施した。補装具利用者自身の認識向上も必要である。

(4) シンポジウムの開催：年度終了時にシンポジウムを開催し、調査研究内容の報告を行った。

II. 考察

補装具のフォローアップを、更生相談所、市町村、医療機関、補装具製作事業者、リハビリテーション専門職等の各社会資源が単独で実施するには限界がある。地域の実情に応じて他機関との連携、システム作りが必要である。また、補装具制度への情報アクセスや判定場所への交通アクセス等の問題も課題であった。今回はこれらの体制を整えるうえで利用可能なツールを作成・提示することができた。

5. 結論

補装具フォローアップの必要性は認識されているものの、マンパワー等の問題や責任の所在が明確でないことなどから、有効な方策をとることができていない現状が明らかとなった。特定の機関だけでなく、利用者本人を含めた多職種・多機関による多層的な仕組みの構築が必要であり、本研究で具体的手段を提案できたことは意義があると考えられる。今後はこれらを実際に利用・運用していくことが課題であ

る。そうした中で給付事務を担う更生相談所や市町村には中核的役割を期待したい。

図 フォローアップの機関



Ⅱ.中間報告書

第2回 補装具の効果的なフォローアップに関するシンポジウム

義肢、装具、車椅子のフォローアップに関わる文献的考察

研究協力者 加茂野 絵美 横浜市総合リハビリテーションセンター 研究員

研究代表者 高岡 徹 横浜市総合リハビリテーションセンター センター長

研究要旨

補装具提供体制においてフォローアップは必要不可欠なものとして国際的にもコンセンサスが得られているが、これまでの日本における調査ではその体制に課題があるのが現状である。そこで国内および国外の文献やガイドラインからフォローアップ体制における課題を抽出し、知見を得ることを目的に調査を行った。

系統的レビュー及びメタ解析では、補装具は一定の割合で不使用が生じていた。満足度調査ではデバイスの満足度よりサービスに対する満足度が低い傾向であった。国内と国外ともに類似した傾向が認められた。各国のガイドラインの比較では、イギリスやオーストラリアではフォローアップ活動に対する費用負担を実施しており、オランダ、フランスでは保証期間と耐用年数を同じ期間に設定していた。

A. 研究目的

障害者総合支援法に基づき支給された補装具は、支給後の故障や劣化、不適合に対する修理や再作製においても、その補償の対象となっている。しかしながら、支給後定期的なフォローアップを行うことは規定されておらず、支給後の補装具の適正な利用の確認やメンテナンスに関しては支給した医療機関や補装具製作事業者、介護者または利用者自身の問題意識に一任されているのが現状である。そのため、利用者が故障や不適合に気づかず使用を続ける、故障に気づいても相談先がわからない、補装具が必要であるにもかかわらず使用をやめてしまうなどの問題が散見される。

補装具のフォローアップに関する国際認識は、世界保健機構（以下 WHO）が「すべての義肢装具を必要とする人に対して義肢装具サービスへのアクセスを改善するために作成した装具実装マニュアル

「WHO Standard For Prosthetics and Orthotics」[1]で、義肢装具サービス提供の基本的な4ステップの4ステップ目として「製品の提供とフォローアップ」を挙げている。また、ヨーロッパの、

Association for the Advancement of Assistive

Technology in Europe（欧州リハビリテーション協力協会：以下 AAATE）の2013年に行われたカンファレンスでの提言である「7 common steps For Assistive technology services」の中でも「マネジメントとフォローアップ」が明記され、国際的にコンセンサスが得られている。しかしながら、日本においては過去の障害者対策総合研究事業で行われた補装具に対する調査[2][3]において、利用者のニーズとして最も多い項目として「補装具に対する長期的なフォローアップ」が挙げられており、利用者からのニーズが高く、かつ現状ではニーズが満たされていないことが明らかになっている。

本研究は、以下の2つの目的で実施する。

【研究1】現時点での補装具フォローアップ体制における問題点を把握するため、補装具の使用率、満足度に関する、国内および国外の先行研究の系統的レビューおよびメタ解析を行うこと。

【研究2】補装具フォローアップに関する主要国の支援体制を各国ガイドラインに基づいて比較すること。

B. 研究方法

【研究 1】補装具に関する現状調査、文献研究

文献の検索には、国内文献データベース、医中誌、メディカルオンライン、CiNii (NII 学術情報ナビゲータ) および、国外文献検索エンジン Pubmed を用いた。“義肢装具”“車椅子”“福祉機器”“継続使用”“満足度”の用語を含む検索式を作成し、網羅的な検索を行った。継続使用率に関する調査は、退院後の使用を調査したものを選択基準とし、満足度調査に関しては「福祉用具満足度評価 QUEST Version2.0」を用いた研究であることを選択基準とした。事例研究は除外した。主要評価項目は“継続使用率”“満足度数”とし、レビュー及びメタ解析を行った。

【研究 2】補装具フォローアップに関するガイドライン調査

国や学会より発行されたガイドラインをインターネット検索、文献検索から抽出し、抽出されたガイドラインの内容から補装具フォローアップに関する支援体制の調査を行った。

文献の検索には、国外文献検索エンジン Pubmed を用いた。インターネット検索には、各国の公的機関や国際的な支援機器に関する団体の Web ページを使用した。

(倫理面への配慮)

本研究は、文献レビューを中心に進めるもので、個人情報を行う新たな情報の収集は行わない。特別な倫理的配慮が不要な研究である。

C. 研究結果

【研究 1】補装具に関する現状調査、文献研究

日本、および海外の文献データベースから抽出された論文をもとに系統的レビュー、およびメタ解析を実施した結果を、要約表とフォレストプロットにまとめた。日本における補装具の継続使用率は 84% であり、Pubmed 検索における継続使用率は 86% であった。サブグループ解析の結果、補装具の種類によってその継続使用率は異なっていた。

満足度調査に関しては、日本の文献数は限られておりメタ解析にかけることは難しかったが、デバ

スに関連する満足度数より、サービスに関連する満足度数が低い傾向があった。同様に Pubmed 検索結果においては、サービス満足度数と比較しデバイス満足度数の方が高い傾向にあったが、有意差は認められなかった。

【研究 2】補装具フォローアップに関するガイドライン調査

結果を要約表に示した。表にはフォローアップに関する記載の有無や、修理、交換、フォローアップに関する償還の有無をまとめている。サービスの在り方として大きく 5 つに分類された。日本の制度に近いものとしてアメリカ合衆国のメディケアが挙げられる。修理、交換に関して費用の償還はあるが、補装具が利用者の所有物である場合、フォローアップに対する費用の償還は受けることができない。

イギリス、オーストラリアは義肢装具に関しては治療用機器と分類されるため、医師の処方のもと医療保険下で修理、交換、フォローアップが行われる。

一方で、オーストラリアの障害者補償制度である National Disability Insurance Scheme (NDIS) は作成されたケアプランに相当する現金が給付される制度である。ここで作成されるケアプランに義肢装具利用者に対するフォローアップが含まれ、年間一定額のフォローアップ費用が割り当てられる。

南アフリカのガイドラインでは、2 年間の保証期間後に補装具の再評価を推奨しており、そこで修理や交換を行うことが推奨されている。

フランスとオランダにおいては保証期間と耐用年数がほぼ同じ期間に設定されており、保証期間内に生じた修理や交換は補装具を製作した事業者がすべて負担することとなっている。

D. 考察

補装具の継続利用率は、補装具の種類によって継続率が異なること、一定の不使用が認められることが示唆され、日本における結果と Pubmed 検索の結果は類似した傾向が認められた。Federici [4] らによると、フォローアップサービスの可用性や品質が

補装具の拒絶や不使用の予防に効果があることを示唆しており、フォローアップは支給された補装具が最大限に有効活用されることに一定の効果があると考えられる。これまでの研究ではフォローアップを導入とした研究は行われておらず、今後フォローアップサービスの使用継続に対する効果の検証が必要であると考えられる。

補装具に対する患者満足度調査結果では、共通してデバイスの満足度と比較しサービス満足が低値を示す傾向にあった。Wressleら[5]の調査では電動車椅子を使用している対象者のうちフォローアップがなされているという回答は31%で、フォローアップに関する項目は他の項目と比較して一番低い点数だとしている。一方でSarourら[6]は電話によるフォローアップが患者満足度に与える影響を検証しており、フォローアップの満足度点数が高い結果となっており、フォローアップサービスの可用性が患者満足度に一定の影響があることが示唆された。

各国のガイドラインからフォローアップ体制の比較を行った調査では、補装具が治療機器なのか、福祉機器なのかといった分類から、補償の範囲まで各国で異なることがわかった。補装具のフォローアップに対する各国の支援体制の調査結果から、費用償還が行われている国も存在し、日本においても費用償還の議論は行われる必要があると考えられた。興味深い制度としては、オーストラリアのNDISがあげられる。ケアプランの作成に利用者本人が関わり、選択の自由度が高いのが特徴的である。「患者中心アプローチ」という概念が近年提唱されているが、今後フォローアップシステムのモデル事業においても、この概念を踏まえたシステム作りが必要になってくると考える。

E. 結論

補装具は生活期において一定の割合で不使用が存在し、フォローアップの有無が患者満足度に影響し、継続使用に対しフォローアップは一定の効果を持つことが示唆された。各国の補装具に対する支援体制の調査から、フォローアップに対する費用補償の体制がある国も存在することが分かった。近年

「患者中心アプローチ」という概念のもと、福祉医療体制の構築が進められており、補装具フォローアップシステムにおいても利用者自身が参加する体制の構築、参加意識の向上の推進を検討していく必要があると考える。

文献

- [1]W. H. Organization and USAID, *WHO standards for prosthetics and orthotics*. Geneva PP - Geneva: World Health Organization.
- [2]筒井澄栄, “利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究 平成23-24年度 総合研究報告書 (厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業(身体・知的等障害分野)),” 2013.
- [3]諏訪基, “障害者の自立を促進する福祉機器の利活用のあり方に関する研平成24年度 総括・分担研究報告書 (厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業),” 2013.
- [4]S. Federici, F. Meloni, and S. Borsci, “The abandonment of assistive technology in Italy: A survey of National Health Service users,” *Eur. J. Phys. Rehabil. Med.*, vol. 52, no. 4, pp. 516–526, 2016.
- [5]E. Wressle and K. Samuelsson, “User satisfaction with mobility assistive devices,” *Scand. J. Occup. Ther.*, vol. 11, no. 3, pp. 143–150, 2004, doi: 10.1080/11038120410020728.
- [6]M. Sarour, T. Jacob, and N. Kram, “Wheelchair satisfaction among elderly Arab and Jewish patients—a cross-sectional survey,” *Disabil. Rehabil. Assist. Technol.*, vol. 0, no. 0, pp. 1–6, 2020, doi: 10.1080/17483107.2020.1853830.

資料 1: 補装具の継続使用における検索式

1) データベース : 医中誌

((("義肢/TH or 義手/AL) or (義肢/TH or 義足/AL) or (装具/TH or 装具/AL) or (補装具/TH or 補装具/AL) or (車椅子/TH or 車椅子/AL) or (車椅子/TH or 車いす/AL)) and ((使用状況/AL) or (調査/AL) or (装具外来/AL) or (フォローアップ/AL))) and (DT=1990:2021 PT=症例報告・事例除く CK=ヒト)

2) データベース : Cinii

((" 義肢" OR " 義足" OR " 装具" OR " 車いす" OR " 車椅子") AND (" 使用状況" OR " 調査" OR " 装具外来" OR " フォローアップ")) and (1990~)

3) データベース : メディカルオンライン

(("使用状況" OR "調査" OR "フォローアップ" OR "外来") AND ("装具" OR "義肢" OR "義足" OR "車椅子" OR "車いす")) and (1990~)

4) Pubmed

((("af"[All Fields]) OR (prostheses[MeSH Terms])) OR (orthosis[MeSH Terms])) OR (wheelchair[MeSH Terms] OR (Self-Help Devices[MeSH Terms]) OR (assistive technology[MeSH Terms])) AND ((("usage"[All Fields]) OR ("device malfunction"[All Fields])) OR (satisfaction[MeSH Terms]) OR ("QUEST"[Title/Abstract])) AND (2000:2021[pdat]))

資料 2: 日本語文献の特性の要約表

著者	出版年	雑誌名	文献名	対象補装具	年齢(才)	フォローアップ期間	対象者数		継続使用率(%)
							使用者	対象者	
丸野ら	1992	日本義肢装具学会第7回大会講演集	KBM 下腿義足の使用状況	KBM 下腿義足	35.5(4-69)	9年10ヵ月-1年1ヵ月 平均4年	23	26	88.5
久保ら	1994	日本義肢装具学会誌	カナダ式股義足の退院後の使用状況について	カナダ式股義足	8-74 (44.5±19.1)	46年以内	15	15	100
清水ら	2016	慢性期リハビリテーション学会誌	高齢下肢切断患者の当院退院後の追跡調査	義足	71.13±6.27	過去10年間	6	8	75
手塚ら	2017	日本義肢装具学会誌	片側大腿切断者の義足使用状況および義足使用に関連する因子の調査	大腿義足	55.7±18.3(19-85)	11年-2年	47	48	97.9
梅澤ら	2018	日本義肢装具学会誌	地域包括ケアシステムと補装具-地域の高齢下肢切断者と義足について- Prostheses and comprehensive community care system	片側大腿義足 5 片側下腿義足 12 両側下腿義足 4 足根中足義足 1	NR	NR	20	22	90.9
安江ら	1996	北海道リハビリテーション学会雑誌	北海道の上肢義肢の装着状況に関する調査	義手	58.3(20-85)	NR	72	100	72
丸野ら	1997	リハビリテーション医学	上腕切断者の能動義手の使用状況	能動義手	51.2(30-63)	7.0年(2-15)	6	11	54.5

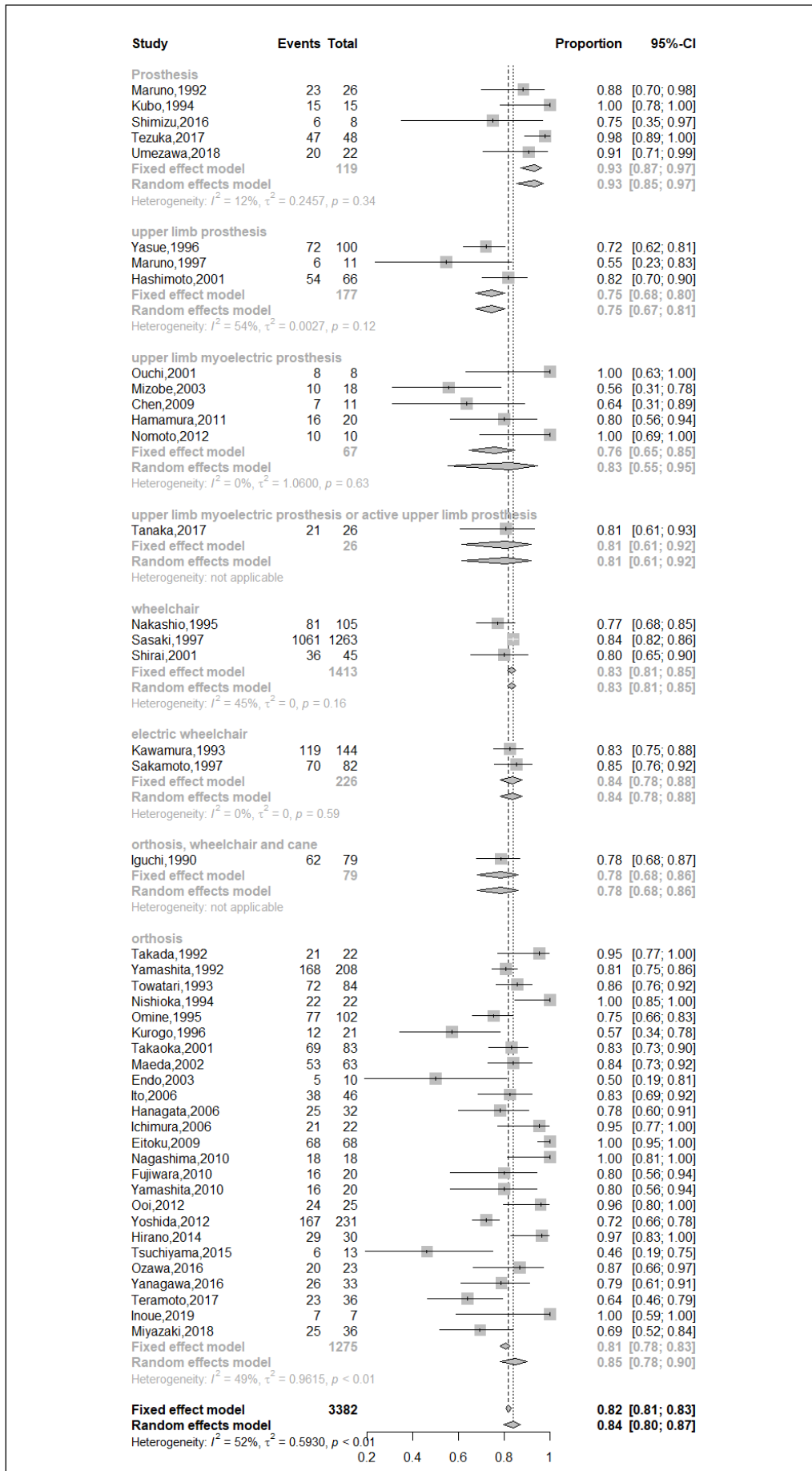
橋本ら	2001	総合リハビリテーション	神奈川県リハビリテーション病院における義手処方の実態 過去 10 年の疫学的考察と義手使用状況の調査	装飾用義手 33 能動義手 18 交換式義手 8 作業用義手 2 動力義手 5	39.8	5.5 年	54	66	81.8
大内ら	2001	リハビリテーション医学	筋電動義手装着患者に対する装着状況の調査	筋電動義手	40.8	NR	8	8	100
溝部ら	2003	作業療法	筋電義手使用者の退院後の生活状況 ～アンケート調査報告～	筋電義手	50(19-76)	NR	10	18	55.6
陳ら	2009	Journal of Clinical Rehabilitation	小児における電動義手の使用状況	スイッチコントロール義手 2 名 筋電義手 9	3-12	追跡期間は 9 カ月から 5 年 2 カ月	7	11	63.6
浜村ら	2011	The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine	小児における筋電義手の使用状況	筋電義手	2.2(0.1-7.3)	平均経過観察期間は 60 (9¥138) カ月	16	20	80
野本ら	2012	日本義肢装具学会誌	10 名の前腕切断者に筋電動義手を製作した経験 —就業時における使用状況調査—	筋電義手	36-63	記載なし	10	10	100
田中ら	2017	日本義肢装具学会誌	上肢切断者に対する能動義手, 筋電義手の現状と課題:—当院 6 年間の義手処方と処方後調査より—	上腕能動義手 8 上腕筋電義手 4 前腕能動義手 4 前腕筋電義手 10	44.59	半年以上	21	26	80.8
中塩	1995	第 39 回北海道リハビリテーション学会抄録	車椅子の追跡調査について	車いす	NR	NR	81	105	77.1
佐々木ら	1997	リハビリテーション医学	北海道における在宅障害者の車椅子使用に関する調査	車いす	NR	5 年半以内	1061	1263	84
白井ら	2001	日本保健福祉学会誌	在宅要介護高齢者の車椅子の使用状況と問題の検討	普通型車椅子 27 介助型車椅子 9	80.1±8.2(65-92)	23.3±23.6 カ月 (1 カ月-116 カ月)	36	45	80
阪本ら	1997	リハビリテーション医学	京都府域における電動車椅子使用状況	電動車椅子	NR	NR	70	82	85.4
河村ら	1993	日本義肢装具学会誌	電動車いす使用者の望むこと (身障法による電動車いす交付後の追跡調査)	電動車椅子	30 代 28 人 60 代 34 人	NR	119	144	82.6
井口 他	1990	理学療法学	地域リハビリテーション活動における理学療法士の役割 —対象者の補装具使用状況を通じて—	杖類 39 AFO 16 車椅子 15 LLB その他 5	67.3 (52-85)	NR	62	79	78.5
高田ら	1992	第 26 回日本理学療法士学会誌	生活形態からみた短下肢装具の使用状況	金属支柱付 AFO 11 PAFO 11	65(40-78)	7 年	21	22	95.5
山下ら	1992	理学療法学	当センターにおける片麻痺に対する下肢装具処方の動向とその装着状況	LLB 8 AFO 200	NR	NR	168	208	80.8

戸渡ら	1993	第 28 回日本理学療法士学会誌	在宅脳卒中片麻痺患者における下肢装具の実態調査	PAFO 75 金属支柱付 AFO 7 LLB 2	61.9±1 0.1 (34-87)	NR	72	84	85.7
西岡	1994	高知県理学療法	Mini-SHB の使用状況について	Mini-SHB	55.8	7-74 カ月 36.7 カ月	22	22	100
大峯ら	1995	日本私立医科大学理学療法学会誌	片麻痺患者の装具使用に関するフォローアップ	PAFO 43.0% 金属支柱付き AFO 38.7% LLB 2.2%	60.5±1 3.7(14-83)	NR	77	102	75.5
黒後ら	1996	理学療法の歩み	訪問調査による在宅脳卒中片麻痺患者の短下肢装具使用状況	支柱付き AFO 1 PAFO 19 その両方 1	63.6±1 0(46-79)	11 カ月-47 カ月 平均 29. 3±10.5 カ月	12	21	57.1
高岡ら	2001	日本義肢装具学会誌	脳卒中片麻痺に対する短下肢装具処方の実態	屋外用 AFO 金属支柱付き AFO 34 PAFO 13 屋内用 AFO 金属支柱付き AFO 15 PAFO 21	NR	NR	69	83	83.1
前田ら	2002	理学療法群馬	維持期脳卒中片麻痺患者における短下肢装具の適合性	簡易 AFO 6 短 PAFO 5 PAFO 45 両側支柱型 AFO 2 金属支柱付き AFO 5	64.1±6. 9	発症より 5 年 1.0 カ月 ±2 年 7.5 カ月	53	63	84.1
遠藤ら	2003	理学療法学	慢性期脳卒中片麻痺患者の下肢装具の使用状況	金属支柱付き AFO 3 PAFO 2 金属支柱付き AFO 1 LLB 1 靴型 LLB 1	63.2 (53-84)	NR	5	10	50
伊藤ら	2006	理学療法学	当院における装具作製者の実状について	AFO	平均 64.6±1 7 歳	発症より 7.3±26 年	38	46	82.6
花形ら	2006	理学療法学	自宅退院患者の短下肢装具使用状況とセラピストの対応における一考察	AFO	66.0±1 0.3 歳	NR	25	32	78.1
市村ら	2006	東海北陸理学療法学会誌	補装具作製者に対する利用状況実態調査(第 1 報)	AFO 11 LLB 1 大腿義足 5 足底板 3	4-84	3 カ月以上	21	22	95.5
永徳ら	2009	理学療法学	当通所リハビリテーション利用者の下肢装具へのフォローの実態	靴型金属支柱付き AFO 20 インサートタイプ金 属支柱付き AFO 11 PAFO 12 靴型とインサートの 併用 11 靴型 と PAFO の併 用 4 GSD 4 その他 6	平均年 齢 71.9±1 0.5	84 カ月-192 カ月	68	68	100

長島ら	2010	埼玉県包括的リハビリテーション研究会雑誌	当院退院後の下肢装具に関する調査～装具手帳の必要性についての提言～	PAFO 17 金属支柱付き AFO 1	73.8±8.6	2 ヶ月-27 年 16 ヶ月	18	18	100
藤原ら	2010	南多摩リハビリスタッフ合同会議学術集会誌	装具に関するアンケート調査～退院後の装具使用状況について～	PAFO 15 金属支柱付き AFO 5	58.2 歳	2 年以内	16	20	80
山下ら	2010	理学療法学	脳血管障害者に対する在宅での装具追跡調査	オルトトップ 2 PAFO 12 金属支柱付き AFO 5	平均年齢 58.15 歳	発症後経過年数 3-9 年 (平均 6 年)	16	20	80
大井ら	2012	新潟県医療福祉学会学術集会誌	軽度麻痺患者用短下肢装具の使用状況調査 ない人が最も多かった。～Usability 主軸の装具開発を目指して～	PAFO 16 オルトトップ 6 サポーター 3	NR	NR	24	25	96
吉田ら	2012	心身健康科学	ポリオ体験者の装具に対する意識—装具の継続的使用に向けて	NR	61.2±8.7	NR	167	231	72.3
平野ら	2014	日本義肢装具学会誌	在宅復帰した脳卒中片麻痺患者の退院後の下肢装具の使用状況と移動能力の変化について	AFO	59.7±1.9(17-79)	退院より 6-43 ヵ月(平均 22.9±12.7 ヵ月)	29	30	96.7
土山ら	2015	石川県理学療法学雑誌	脳卒中患者における自宅退院後の下肢装具使用状況調査	LLB 2 両側金属支柱付き AFO 3 調整機能付き後方平板支柱型 AFO 2 GSD 1 継ぎ手なし PAFO 2 ダイナミック AFO 2 セパ 1	69.2±6.4	1 年	6	13	46.2
小澤ら	2016	岩手理学療法学	在宅脳卒中患者の下肢装具使用状況と自宅内裸足歩行への移行要因の考察	LLB 5 AFO 13 タマラック 2 PAFO 3	62.3±7.2	NR	20	23	87.0
柳川ら	2016	理学療法学	在宅での装具の使用状況とその違いによる満足度の比較	金属支柱付き AFO 17 PAFO 9 オルトトップ 4 その他 3	65.5±14.8	平均使用期間 10.6 ヵ月	26	33	78.8
寺本ら	2017	九州理学療法士・作業療法士合同学会誌	脳卒中患者の生活期における下肢装具使用状況:～退院後の課題と対策～	AFO	NR	NR	23	36	63.9
井上ら	2019	理学療法学	装具フォローアップにおける支援体制の検討	AFO	NR	退院後 1 ヵ月以上経過	7	7	100
宮崎ら	2018	慢性期リハビリテーション学会誌	当院回復期病棟退院時の移動能力と現在の歩行・短下肢装具使用状況の比較	AFO	69.2±8.92	退院後半年以上経過 退院後期間 3.7±1.76 年	25	36	69.4

AFO: 短下肢装具、PAFO: プラスチック製短下肢装具、LLB: 長下肢装具、GSD: ゲイトソリューション、PAFO: プラスチック製短下肢装具、NR: 未報告

資料 3: 国内文献における補装具継続使用率のフォレストプロット

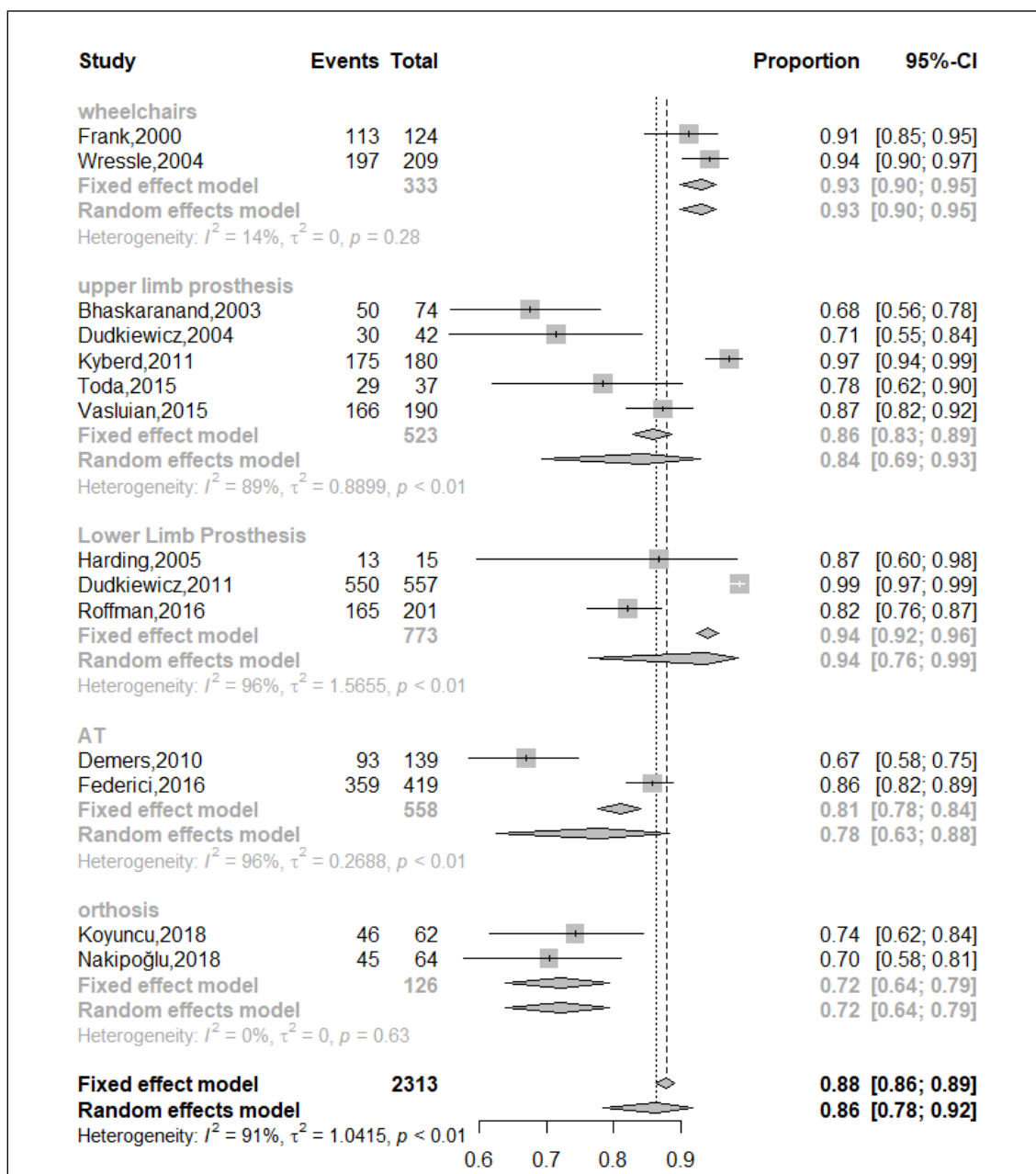


資料 4: Pubmed 検索における補装具継続使用率文献要約表

著者、年	国	雑誌名	文献名	対象補装具	フォローアップ期間	年齢(才)	対象者数		継続使用率 (%)
							使用者	対象者	
Frank,2000	イギリス	Clinical Rehabilitation	Introduction of a new NHS electric-powered indoor/outdoor chair (EPIOC) service: Benefits, risks and implications for prescribers	屋内用、屋外用電動車椅子	3.9(1-10,1.4) カ月	43(6-86)	113	124	91.1 %
Bhaskaranand,2003	インド	Archives of Orthopaedic and Trauma Surgery	Prosthetic rehabilitation in traumatic upper limb amputees (an Indian perspective)	電動義手	10.3(5.7)	39.5(11.7)	50	74	67.6 %
Dudkiewicz,2004	イスラエル	Disability and Rehabilitation	Evaluation of prosthetic usage in upper limb amputees	義手(能動義手,装飾,ハイブリット)	NR	36.4	30	42	71.4 %
Wressle,2004	スウェーデン	Scandinavian Journal of Occupational Therapy	User satisfaction with mobility assistive devices	移動支援技術,車椅子,電動車椅子,歩行器	NR	71 (38-82)	197	209	94.3 %
Harding,2005	マーシャル諸島	Pacific health dialog: a publication of the Pacific Basin Officers Training Program and the Fiji School of Medicine	Major lower limb amputations in the Marshall Islands: incidence, prosthetic prescription, and prosthetic use after 6-18 months.	義足	6-18 カ月	58.5	13	15	86.7 %
Demers,2010	アメリカ合衆国	Assistive Technology	Tracking mobility-related assistive technology in an outcomes study	支援技術(杖,車椅子,松葉づえ,,4点杖)	6 カ月	64.2 (16.2)	93	139	66.9 %
Dudkiewicz,2011	イスラエル	Disability and Rehabilitation	Evaluation of prosthetic usage in upper limb amputees	義足 (SACH – monoblock/Semi-SACH – movable)	NR	64.2(13.6)	550	557	98.7 %
Kyberd,2011	イギリス、カナダ	Prosthetics and Orthotics International	Survey of upper limb prosthesis users in Sweden, the United Kingdom and Canada	装飾義手(Cosmetic Cable hand Myoelectric Split Hook)	>10 年	18-70	175	180	97.2 %
Toda,2015	日本	PLoS ONE	Use of powered prosthesis for children with upper limb deficiency at Hyogo Rehabilitation Center	電動義手	2-12	0-16	29	37	78.4 %
Vasluian,2015	オランダ	Journal of Rehabilitation Medicine	Adaptive devices in young people with upper limb reduction deficiencies: Use and satisfaction	義手 作業用義手	9(0.3-39)年	2-20	166	190	87.4 %
Federici,2016	イタリア	European Journal of Physical and Rehabilitation Medicine	The abandonment of assistive technology in Italy: A survey of National Health Service users	支援技術	NR	71.02(13.94)	359	419	85.7 %

Roffman,2016	オーストラリア	Physical Therapy	Locomotor performance during rehabilitation of people with lower limb amputation and prosthetic nonuse 12 months after discharge	義足	12 カ月	55.5(15.5)	165	201	82.1 %
Koyuncu,2018	トルコ	Spinal Cord	Investigating the status of using lower extremity orthoses recommended to patients with spinal cord injury	下肢装具	1.8(1.7)	35.7(14.7)	46	62	74.2 %
Nakipoğlu,2018	トルコ	International journal of rehabilitation research	The regularity of orthosis use and the reasons for disuse in stroke patients.	下肢装具	3-6 カ月	52.6(16)	45	64	70.3 %

資料 5: Pubmed における補装具継続使用率のフォレストプロット



資料 6: 国内文献における満足度調査要約表

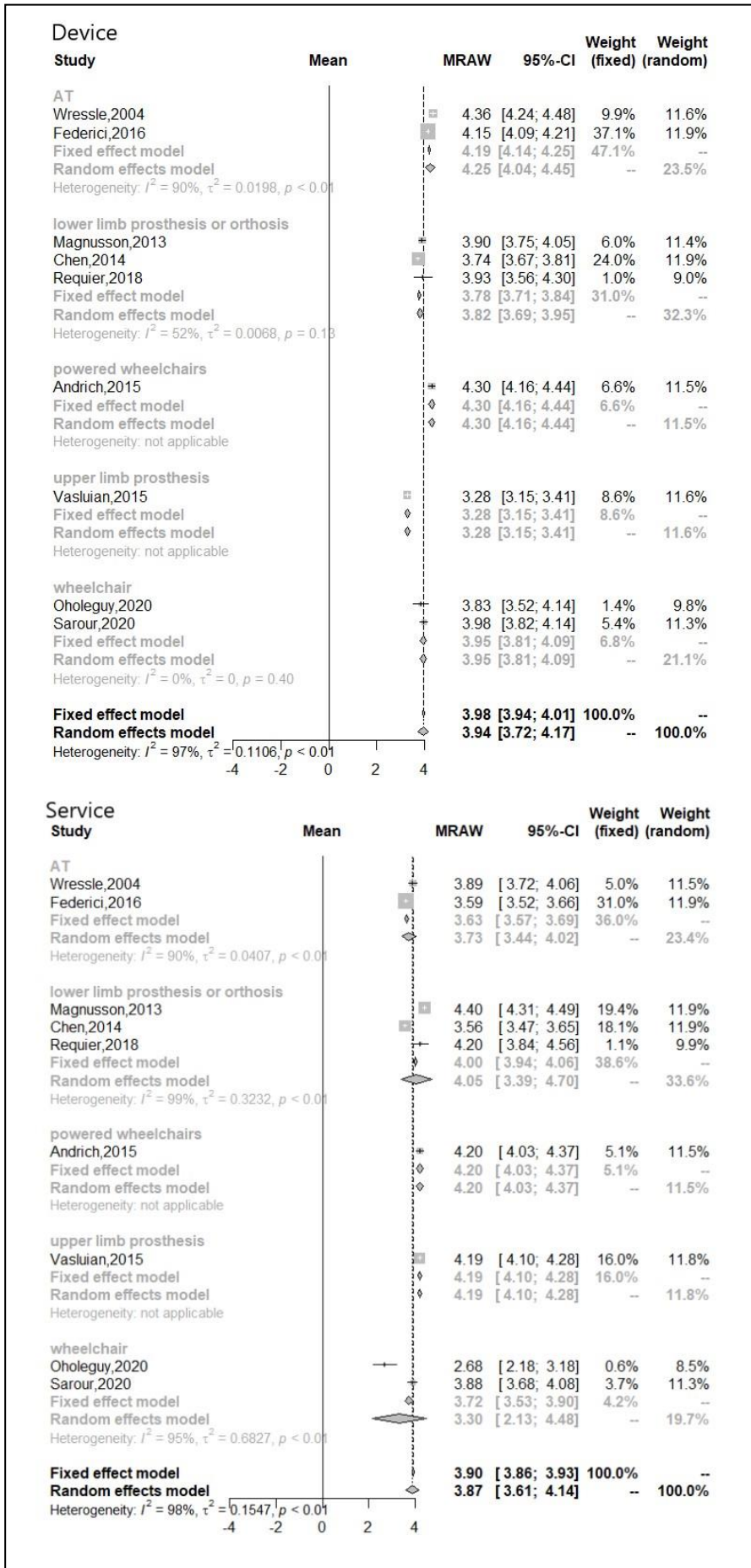
著者	出版年	雑誌名	文献名	対象	結果
中ら	2018	理学療法みえ	介護支援専門員への下肢装具に対するアンケート調査	介護支援専門員 52 名	取得手続きと期間 2.6 修理とメンテナンスサービス 2.6 専門家の指導・助言 2.5 アフターサービス 2.7 サービス平均 2.6 CS ポートフォリオ分析により、サービス満足度の重点改善項目として、修理とメンテナンスサービスが抽出された
佐々木ら	2009	The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine	QUEST を使用した義足満足度アンケート調査	義足使用者 103 名	義足の値段, 社会的サポートに関する満足度低い
高橋ら	2012	理学療法学	短下肢装具使用者における装具使用満足度と装具使用による心理面への効果について	外来リハビリテーションもしくは通所リハビリテーションを受けている短下肢装具使用者 22 名	平均装具使用年数は 4.0±3.1 年 (1 年～10 年) 平均得点は 3.72±0.44 サービスの満足度 3.44±0.83 『修理サービス』と『継続的なアフターサービス』22 名中 6 名で「満足していない」

資料 7: Pubmed 検索における満足度調査文献要約表

著者	年	雑誌名	文献名	補装具の種類	症例数	QUEST デバイス	Quest サービス	Quest フォローアップ 7
Wressle	2004	Scandinavian Journal of Occupational Therapy	User satisfaction with mobility assistive devices	支援機器	209	4.36	3.89	3.51
Magnusson	2013	Journal of rehabilitation medicine	Malawian Prosthetic and Orthotic Users' Mobility and Satisfaction with their Lower Limb Assistive Device	下肢装具、義足	83	3.9	4.4	4.1
Chen	2014	PloS one	User satisfaction with orthotic devices and service in Taiwan	下肢装具	280	3.74	3.56	3.47
Andrich	2015	Studies in health technology and informatics	Cost-effectiveness of powered wheelchairs: findings of a study.	電動車椅子	79	4.3	4.2	
Vasluian	2015	Journal of rehabilitation medicine	Adaptive devices in young people with upper limb reduction deficiencies: Use and satisfaction.	義手	165	3.28	4.19	4.22
Federici	2016	European journal of physical and rehabilitation medicine	The abandonment of assistive technology in Italy: a survey of National Health Service users.	支援機器	419	4.15	3.59	

Requier	2018	Journal of rehabilitation medicine	Knee-ankle-foot orthoses for treating posterior knee pain resulting from genu recurvatum: Efficiency, patients' tolerance and satisfaction.	下肢装具	27	3.93	4.2	4.3
Oholeguy	2020	Revista de la Facultad de Ciencias Medicas (Cordoba, Argentina)	[Seating, postural support, safety and satisfaction of users of wheelchairs in a CABA Rehabilitation Institute. Descriptive study].	車椅子	30	3.83	2.68	
Sarour	2020	Disability and Rehabilitation: Assistive Technology	Wheelchair satisfaction among elderly Arab and Jewish patients – a cross-sectional survey	車椅子	98	3.98	3.88	4.04

資料 8: Pubmed 検索における満足度フォレストプロット



資料 9: 各国補装具ガイドライン要約表

国	ガイドライン名	フォローアップの記載	費用償還	内容	URL
日本(テクノエイド協会・厚生労働省)	「補装具費支給事務ガイドブック」 「補装具費支給制度・利用詳細ガイド」	なし	再支給、修理に限定	再支給、修理に対する費用の補償は可能	http://www.techno-aids.or.jp/research/gui_debook_180411.pdf
USA	Medicare Coverage of Durable Medical Equipment & Other Devices	あり	修理、交換に限定	保証期間 (90 日)内: 事業者が修理等費用負担 購入品の場合メンテナンスは償還の範囲ではない 修理は新たな処方により償還の対象となる場合もある (80%) 修理が困難な場合、耐用年数 (通常 5 年) を超えた場合: 交換費用が償還 レンタル品の場合: 保守や修理は提供事業者負担	https://www.medicare.gov/Pubs/pdf/11045-medicare-coverage-of-dme.pdf
イギリス	Best Practice Statement ~ August 2009 Use of ankle-foot orthoses following stroke	あり	医師の処方により可能	作製後 4 週間以内のレビューの再診予約を推奨 6 ヶ月ごとのフォローアップ診察を推奨	https://www.healthcareimprovementscotland.org/previous_resources/best_practice_statement/use_of_ankle-foot_orthoses_fol.aspx
オーストラリア (クイーンズランド州)	Medical Aids Subsidy Scheme (MASS) Application Guidelines for Orthoses	あり	医師の処方により可能	治療用として処方された補装具が該当 完成した装具の処方後のフォローアップレビューの責任の所在は処方者にある (または地方および遠隔地では、申請者の治療を行う医療専門家に責任を委任)	https://www.health.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0033/429576/guidelines-orthoses.pdf
オーストラリア (NDIS)	Our Guideline	あり	可能	ケアプランに補装具のフォローアップに関する項目が存在する 補装具を処方され必要性がある場合、プランに修理とメンテナンスの資金が含まれ、行った際にはその資金を当てる事が可能	https://ourguidelines.ndis.gov.au/supports-you-can-access-menu/equipment-and-technology/assistive-technology
南アフリカ	STANDARDISATION OF PROVISION OF ASSISTIVE DEVICES IN SOUTH AFRICA: A GUIDELINE FOR USE IN THE PUBLIC SECTOR:	あり	時期の限定はあるが可能	すべての利用者は 2 年ごとに再評価し、必要に応じて支援機器を交換する必要がある。保証期間外の修理や交換に制限はない。	http://uhambofoundation.org.za/new_wp/wp-content/uploads/2016/06/standardisation_of_provision_of_assistive_devices_in_south.pdf
フランス	liste des produits et des prestations (LPP)	あり	保証期間内は事業者負担	装具に関しては、耐用年数、修理費用に関する償還金額が記載 義肢に関しては、一定の保証期間内 (5 年など) のメンテナンス費用はその引き渡し時にかかった費用に含まれることが明記されている	https://www.ameli.fr/medecin/exercice-liberal/remuneration/nomenclatures-codage/liste-produits-prestations-lpp
オランダ	Protocol Hulpmiddelen Wlz	あり	保証期間内は事業者負担	装具、義肢に関して該当 車椅子は社会保障 (Wmo) に該当する場合もある 装具: 保証期間、耐用年数ともにカスタムメイドは 2 年、既成装具は 1 年 保証期間内のメンテナンス、修理や交換は、故意の故障等でないかぎり提供事業者が負担。 義肢: 16 歳以上は 3 年、16 歳未満は耐用 1 年、2 年間の保証期間	https://www.zilverenkruis.nl/zorgkantoor/zorgaanbieders/nieuws/nieuwe-protocollen-bovenbudgettaire

第2回 補装具の効果的なフォローアップに関するシンポジウム

装具フォローアップの取り組み：補装具製作事業者の立場から

研究協力者 大谷 巧 株式会社 P. O. ラボ

研究要旨

脳血管障害患者の装具療法では生活期のフォローアップが課題である。医師の処方により作製された装具は病・医院にて経過を診るべきであるが、義肢装具士(PO)が専従や常駐して対応が可能な病・医院は希有であり、患者や訪問スタッフの要請により、POが自宅を訪問せざるを得ない場合も少なくない。POの訪問は診療報酬制度に規定されていないため無報酬か自費対応となり、装具事業者は自宅訪問に消極的であるが、訪問による対応は装具の適合性が保たれているか？破損していないか？といったことを適切にモニタリングできるメリットがある。

著者は、これまで積極的に装具利用者の定期自宅訪問を実施してきた。4.5年間で訪問件数は、のべ1011件にのぼる。装具作製数とともに訪問件数は増え続ける一方であるが、マンパワーの問題もあって、早急に対応が必要な時の自宅訪問が難しくなっている。そこで、遠隔診療への一助として、装具破損など緊急対応が必要な場合に、装具の問題をICT環境の活用によってワンストップで相談できる3S(スマート・装具・相談:SSS)窓口の必要性を実感したので、今後も生活期での装具フォローアップ環境の整備・構築に向けて取り組んでいきたい。

A. 研究目的

装具療法は、脳血管障害などに対するリハビリテーション医療の大きな柱であり、その有効性が認められる一方で、退院後の生活期での身体機能の変化に伴う装具の適合性のチェックや破損などのフォローアップが課題となっている。生活期では装具は体の一部であり、破損した場合には早急な対応が必要となるので、装具を作製した義肢装具製作事業者利用者・家族から、所属の義肢装具士(PO)の自宅訪問(自宅での対応)を直接求められるケースも少なくない。しかし、法的には、装具に関する処置は医師の指示(処方)のもとで行われるものであり、医師の指示のないPOの自宅訪問は診療報酬の対象にならないので、訪問を断らざるを得ない。しかしながら、装具利用者がおかれる環境として、退院後の外来主治医が合併症治療のための内科医などであり、POとの関わりがない、入院中に装具を作製した回復期リハビリテーション病院が外来機能を持たず受診できない、あるいは、外来機能があっても遠方のため受診できないなどの事例は枚挙に暇がない。そのため、装具利用者から受けた相談に対し

て、POによる自宅訪問対応の必要性の実態を明らかにすべく調査を行うこととした。

B. 研究方法

【期間】 2016年1月～2020年6月(54ヵ月)

【対象】 著者が担当する回復期病院にて下肢装具を作製した利用者のうち、生活期への移行後、相談を受けた事例に対し、病院での受診機会が持てない場合に自宅訪問による対応を行った事例

【対応した時間】 回復期病院への参院前後の空き時間のみを利用(週2回)

【調査内容】 調査期間中に自宅訪問を行った延べ件数および対応時間の総数(移動時間を含む) / 相談の内容(複数対応を含む) / 相談を持ち掛けた職種

C. 研究結果

調査期間中の自宅訪問件数および対応に要した時間の総数は、それぞれ1,011件、1,079.3時間にのぼり、年次の推移については、年々増加する傾向を示した(図1)。相談の依頼元の内訳では、約半数が本人または家族によるものであった(図2)。相

談内容は、ベルトなど消耗品の交換が最も多く、装具用の靴を含む福祉用具の相談や日常生活での装具使用の工夫への助言など広範囲にわたることが判明した（表1）。



図1 自宅訪問件数および対応時間の推移



図2 相談の依頼元の職種内訳

表1 相談内容の内訳

相談内容	件数	%
ベルトの交換	466	46.1
ベルトを除くパーツの交換（底ゴムなど）	107	10.62
装具機能・形状の調整（角度調整・変形による不適合など）	183	18.08
日常生活における装具の工夫に関する相談	194	19.21
新規装具に関する相談（申請手続を含む）	164	16.24
調整不可能な破損（金属パーツの破断など）	9	0.85
車いす・電動車いすの調整	35	3.42
福祉用具（装具用靴を含む）の相談	148	14.59
その他	294	29.06

D. 考察

相談の依頼元は、本人あるいは家族が最も多く、次いで訪問リハビリテーションスタッフ、病院や施設の関連職、ケアマネジャーの順であり、装具に触れる機会が多い職種であるほど、装具の問題に気づきやすい傾向にあった。自宅訪問対応を必要とする装具利用者は、年々増加する傾向にあり、これは回

復期から生活期へ移行する対象者が増え続けていくことと、一度相談を持ち掛けたリハビリテーションスタッフなどが別事例での相談がしやすくなるといった多職種連携との一助となる一面もみられた。しかし、相談の増加傾向に伴い、マンパワーの問題もあって早急な対応が必要な時に自宅訪問が難しくなる事例が生じた。このような事態に対して、日常生活における装具の工夫といった緊急性の低い相談内容も含まれたことから、相談を持ちかけたスタッフを通して課題解決を図るなど、相談内容の抽出の方法には課題が残された。今後は、ICT環境を活用した相談環境の整備により自宅訪問の必要性の選別化（トリアージ）を行い、業務の効率化を図ることで適切なフォローアップ環境づくりを目指したい。

E. 学会発表

大谷 巧. 生活期の装具フォローアップの必要性—自宅訪問の課題と展望, 第4回日本リハビリテーション医学会秋季学術大会. 兵庫. 2020.

第2回 補装具の効果的なフォローアップに関するシンポジウム

補装具フォローアップにおける北九州市の取り組み ～補装具管理手帳の活用について～

研究協力者 宮永 敬市 北九州市保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課
身体・知的障害者更生相談所 課長

研究協力者 高山 富浩 北九州市保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課
身体・知的障害者更生相談所 技術支援担当係長

研究協力者 大峯 知子 北九州市保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課
身体・知的障害者更生相談所 作業療法士

研究要旨

補装具の不具合は、生活するための活動や社会への参加を制限することに直結する。このような状況にならないためにも、補装具管理が重要となる。しかし、補装具のフォローアップを行う仕組みがないため、補装具の管理は補装具使用者本人に任せられているのが現状である。北九州市では、補装具支援の一助として補装具情報や作り変え、修理の時期などを本人が把握できるように、令和2年3月に「補装具（下肢装具・義足）管理手帳（図1）」を作成した。

今回、北九州リハビリテーション医会に所属している北九州市内の84医療機関に「補装具管理手帳（以下、「管理手帳」と略す。）及び補装具のフォローアップ」に関するアンケート調査を行い、管理手帳及び下肢装具・義足を対象としたフォローアップの必要性等を明らかにし、今後の補装具支援の方向性について考察する。

アンケート調査は郵送にて行い、回収率は46.2%であった。管理手帳の必要性については、「必要である」という意見が多く（91.5%）、必要な理由として「補装具の作り替えや修理の時期が把握できるようになる」「補装具情報を本人、家族、支援者が把握できるようになる」という意見が多かった。補装具のフォローアップについても、「必要である」という意見が多く（94.9%）、補装具のフォローアップのために必要な取組みとして「かかりつけ医やリハ専門職が補装具を受診時にチェックする」という意見が最も多く、次に「ケアマネジャー等の身近な支援者が補装具を定期的にチェックする」「補装具製作事業者が補装具を定期的にチェックする」「本人や家族が補装具を定期的にセルフチェックする」という順で多かった。

今回の調査結果より、医療や介護現場においても身体に適合していない補装具を使用し続けている補装具使用者が多くいる現状があり、管理手帳の配布及び補装具のフォローアップが必要と考えている医療機関の関係者が多くいることがわかった。医療・介護・福祉・補装具製作事業所等の関係者が補装具を定期点検した際に、補装具の不具合等の情報を管理手帳に記載（見える化）し、情報共有することで、早期にフォローアップしていける支援体制（図2）を構築していきたい。

A. 研究目的

下肢装具や義足の使用者の中に、耐用年数をはるかに経過し適合していない補装具を使用し続けている方を多く目にする。補装具の不具合は、生活するための活動や社会への参加を制限してしまう。このような状況にならないためにも、補装具の管理が重要となる。しかし、補装具のフォローアップを行う仕組みがないため、補装具使用者本人にまかせられているのが現状である。北九州市では、補装具支援

の一助として補装具情報や作り変え、修理の時期などを本人が把握できるように、令和2年3月に「補装具（下肢装具・義足）管理手帳（図1）」を作成した。

今回、医療機関に対して「管理手帳及び補装具のフォローアップ」に関するアンケート調査を行い、管理手帳及び下肢装具・義足を対象としたフォローアップの必要性等を明らかにし、今後の補装具支援の方向性について考察する。

B. 研究方法

北九州リハビリテーション医会に所属している北九州市内の84医療機関(医療機関の部署宛109通、会員宛103通 合計212通)にアンケートを令和3年10月18日に郵送し回収した。

(倫理面への配慮)

アンケート実施時に依頼文にて、本報告書に掲載を予定していること、本調査は記名式であるが、回答データは厳重に管理され、個人、医療機関が特定される情報は一切公表されないこと、アンケートの回答は任意であることを通知しており、本調査は倫理面の問題がないと判断している。

C. 研究結果

送付数212通のうち、98名から回答があった。
(回答率46.2%)

1. 職種及び所属

アンケートの回答があった98名の内訳は、医師39名、理学療法士43名、作業療法士7名、その他9名であった。「その他」に含まれる職種は、医療ソーシャルワーカー、看護師、事務等であった。

所属については、リハビリテーション科所属の方が多く57名(58.2%)であった。

表1 職種及び所属

	整形外科	脳神経外科	リハビリテーション科	その他	無記入	総計
医師	14	7	13	4	1	39
理学療法士	1	1	35	3	3	43
作業療法士	0	0	7	0	0	7
その他	0	0	2	4	3	9
総計	15	8	57	11	7	98

2. 管理手帳の周知度

アンケートの回答があった98名のうち、管理手帳を「知っている」と回答したのは71名(72.4%)であった。

3. 管理手帳の運用上の課題(複数回答可)

管理手帳を「知っている」と回答した71名のうち、「本人が所持してくれるか不安」と回答したの

は54名(76.1%)、「業務多忙のため、管理手帳の記載や配布ができるか不安」と回答したのは30名(42.3%)、「補装具製作事業者と連携して記載ができるか不安」と回答したのは、24名(33.8%)であった。

4. 管理手帳の必要性

管理手帳を「知っている」と回答した71名のうち、「管理手帳は必要である」と回答したのは65名(91.5%)であった。

表2 管理手帳の必要性

	はい	いいえ	無記入	総計
医師	22	0	0	22
理学療法士	33	3	0	36
作業療法士	5	0	0	5
その他	5	1	2	8
総計	65	4	2	71

5. 管理手帳の効果(複数回答可)

「管理手帳は必要である」と回答した65名のうち、管理手帳が必要な理由として「補装具の作り替えや修理の時期が把握できるようになる」と回答したのは59名(90.8%)、「補装具情報を本人、家族、支援者が把握できるようになる」と回答したのは53名(81.5%)、「本人の補装具への関心や理解を高めることができる」と回答したのは26名(40.0%)であった。

6. 補装具のフォローアップの必要性

アンケートの回答があった98名のうち、「補装具のフォローアップが必要である」と回答したのは93名(94.9%)であった。

表3 補装具のフォローアップの必要性

	はい	いいえ	総計
医師	36	3	39
理学療法士	41	2	43
作業療法士	7	0	7
その他	9	0	9
総計	93	5	98

7. 補装具フォローアップのために必要な取組み(複数回答可)

「補装具のフォローアップが必要である」と回答した93名のうち、補装具フォローアップのために必要な取組みとして「かかりつけ医やリハ専門職が

補装具を受診時にチェックする」と回答したのは84名(90.3%)、「ケアマネジャー等の身近な支援者が補装具を定期的にチェックする」と回答したのは、61名(65.6%)、「補装具製作事業者が補装具を定期的にチェックする」と回答したのは58名(62.4%)、「本人や家族が補装具を定期的にセルフチェックする」と回答したのは57名(61.3%)、「ケアマネジャー等の身近な支援者向けに補装具に関する研修会を開催する」と回答したのは45名(48.4%)、「管理手帳を活用した情報共有による関係者連携をすすめる」と回答したのは36名(38.7%)、「医師やリハ専門職等向けに補装具に関する専門研修会を開催する」と回答したのは31名(33.3%)であった。

表4 補装具のフォローアップのために必要な取り組み

補装具フォローアップに必要な取り組み	回答数
かかりつけ医やリハ専門職が受診時にチェックする	84
ケアマネジャー等の身近な支援者が定期的にチェックする	61
補装具製作事業者が定期的にチェックする	58
本人や家族が定期的にセルフチェックする	57
ケアマネジャー等の身近な支援者向け補装具研修会を開催する	45
管理手帳を活用した情報共有による関係者連携をすすめる	36
医師やリハ専門職等の医療機関向け補装具研修会を開催する	31

D. 考察

管理手帳について、「補装具の作り替えや修理の時期が把握できるようになる」、「補装具情報を、本人、家族、支援者が把握できるようになる」といった理由から「管理手帳は必要である」という意見が多かった。アンケートの自由記載の中で「適合しなくなった補装具を何年も使い続けている方や適合していないために補装具を使っていない方をよくみかける」といった意見が複数あがっており、医療や介護現場において、いつ、どこの医療機関や補装具製作事業者で製作したのか、耐用年数はどのくらいあるのか、誰に補装具の相談をしたらよいかかわからず、本人・家族、支援者等が困っている状況にあることが伺えた。管理手帳の運用上の課題としては、「本人が所持してくれるか不安」という意見が多く、管理手帳のカード化やアプリの活用など、管理手帳を所持してもらうための工夫や手段について

の提案をいただいた。一方で管理手帳の増刷や管理手帳に替わるツール開発などの予算確保も重要な課題といえる。

補装具のフォローアップについても、「必要である」という意見が多かった。フォローアップのために必要な取り組みとしては、「かかりつけ医やリハ専門職が補装具を受診時にチェックする」という意見が最も多く、更生相談所の立場から見ても補装具の専門知識のあるかかりつけ医やリハ専門職でフォローアップすることが効果的であると思われるが、多忙な業務の中で医療機関だけでフォローアップを行うには限界があり、ケアマネジャー等の身近な支援者等と連携した多方面からの支援体制が重要であると考ええる。

また、「補装具研修会」の開催が「必要である」という意見は少なかったが、補装具のフォローアップを行う支援体制を構築していくためには、ケアマネジャー等の支援者や医師・リハ専門職向けの補装具研修会を開催し、補装具に関する情報を伝え補装具への関心や知識を高めていただく機会は重要であり、管理手帳の普及及び円滑な運用にもつながると考える。

E. 結論

今回の調査から、医療や介護現場においても身体に適合していない補装具を使用し続けている補装具使用者が多くいる現状があり、管理手帳の配布及び補装具のフォローアップが必要と考えている医療機関の関係者が多くいることがわかった。

今後、本市では今回の調査結果を踏まえ、医療・介護・福祉・補装具製作事業所等の関係者が補装具を定期点検した際に、補装具の不具合等の情報を管理手帳に記載(見える化)し、補装具の知識のあるかかりつけ医やリハ専門職、補装具製作事業者に繋げていくことで、早期にフォローアップしていける支援体制(図2)を構築していきたい。

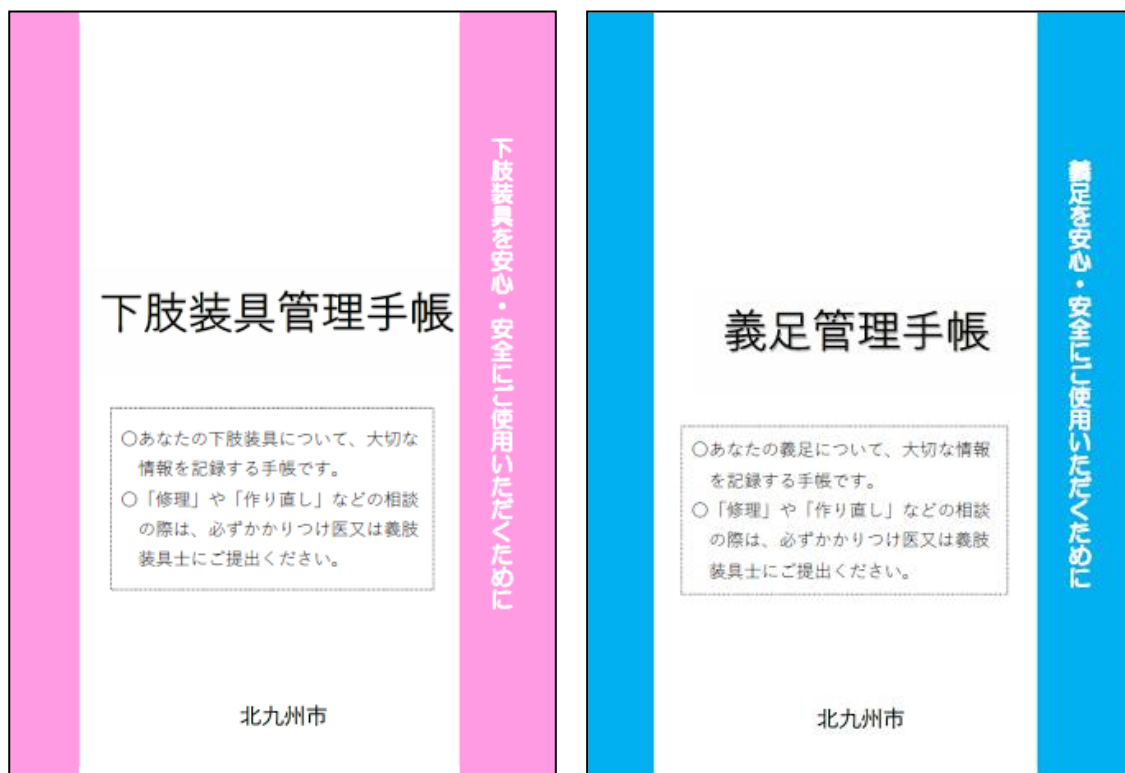


図1 北九州市の補装具(下肢装具・義足)管理手帳

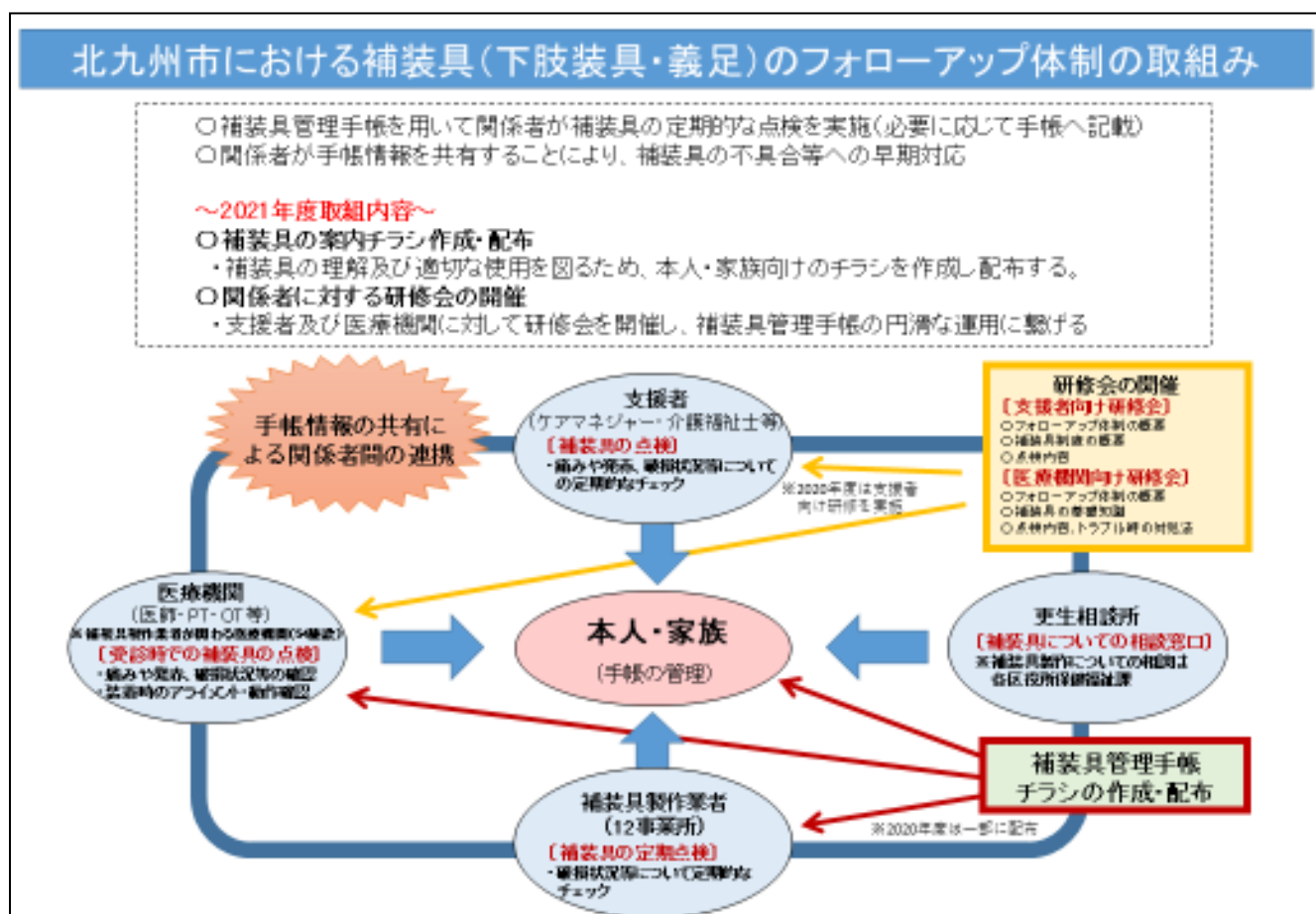


図2 北九州市における補装具(下肢装具・義足)のフォローアップ体制の取組み

添付資料 1

令和3年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
補装具費支給制度等における適切なフォローアップ等のための研究（20GC1012）

「補装具管理手帳及び補装具のフォローアップ」に関するアンケート

医療機関名	
氏名	

問1. あなたの職種、所属、経験年数について教えてください。

- ① 職種： 医師 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ その他（ ）
- ② 所属： 整形外科 ・ 脳神経外科 ・ リハビリテーション科 ・ その他（ ）
- ③ 経験年数（R3年10月1日時点）： 年 ヶ月

問2. 補装具管理手帳（以下、「管理手帳」と略す。）について、お聞きします。

あてはまるものに○を記入してください。

- ① 管理手帳をご存じですか。 (はい ・ いいえ)
↳ 問5へ
- ② 管理手帳に記載する情報量は適切ですか。(多い ・ 適当である ・ 少ない)
- ③ 管理手帳に追加してほしい情報がありましたら、教えてください。
[]
- ④ 管理手帳の運用上の課題について、あてはまるもの全てに☑を記入してください。
 本人が所持してくれるか不安。
 業務多忙のため、記載や配布ができるか不安。
 補装具製作事業者が記載する項目について、連携して記載ができるか不安。
 その他（ ）
- ⑤ 管理手帳は必要と思いますか。 (はい ・ いいえ)
↳ 問3へ ↳ 問4へ

問3. 管理手帳の必要性について、「はい」と回答された方にお聞きします。

「必要である」と回答された理由について、あてはまるもの全てに☑を記入してください。

- 補装具情報を、本人、家族、支援者が把握できるようになる。
 本人にとって、補装具の作り替えや修理の時期が把握できるようになる。
 本人の補装具への関心や理解を高めることができる。
 その他（ ）

問4. **管理手帳の必要性について、「いいえ」と回答された方にお聞きします。**
「必要ない」と回答された理由について、教えてください。

()

問5. **補装具完成後のフォローアップについて、お聞きします。**

補装具のフォローアップは必要ですか。 (はい ・ いいえ)
→ 問6へ → 問7へ

問6. **補装具のフォローアップについて、「はい」と回答された方にお聞きします。**

補装具のフォローアップのために必要な取り組みについて、あてはまるもの全てに☑を記入してください。

- 身近な支援者（ケアマネジャー、ヘルパー、施設職員等）が、補装具を定期的にチェックする。
- かかりつけ医やリハビリ専門職（PT、OT、MSW等）が、補装具を受診時にチェックする。
- 補装具製作事業者が補装具を定期的にチェックする。
- 本人や家族が補装具を定期的にセルフチェックする。
- 補装具管理手帳を活用した情報共有による関係者連携をすすめる。
- 医師やリハビリ専門職等向けに補装具に関する専門研修会を開催する。
- 身近な支援者（ケアマネジャー、ヘルパー、施設職員等）向けに補装具に関する知識や関心を高めてもらうための研修会を開催する。
- その他 ()

問7. **補装具のフォローアップについて、「いいえ」と回答された方にお聞きします。**

補装具のフォローアップは「必要ない」と回答された理由について、あてはまるもの全てに☑を記入してください。

- 医療機関でフォローアップをしているので必要ない。
- 補装具製作事業者がメンテナンスをしているので必要ない。
- 医師やリハビリ専門職などがフォローアップに関わる制度（診療報酬）等の仕組みがない中では、現実的ではない。
- 特にフォローアップの必要性を感じていない。
- その他 ()

問8. **補装具のフォローアップや管理手帳に関して、ご意見やご感想等ありましたら記載して下さい。**

()

アンケートのご協力ありがとうございました。

第2回 補装具の効果的なフォローアップに関するシンポジウム

適切な補装具利用に向けたアイデア検討ワークショップについて

研究協力者	柴田 創一郎	(株) NTT データ経営研究所	情報未来イノベーション本部
研究協力者	金尾 翔悟	(株) NTT データ経営研究所	情報未来イノベーション本部
研究協力者	平良 未来	(株) NTT データ経営研究所	情報未来イノベーション本部
研究代表者	高岡 徹	横浜市総合リハビリテーションセンター	センター長
研究協力者	渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター	副センター長

研究要旨

補装具が破損したり、擦り減ったりした状態になっても修理を行わず、適切な利用とは言い難い状況で補装具を利用されている方が存在する。なぜそのようなことが起こっているのか、その理由について補装具利用者に伺った。補装具利用者から得られた意見を踏まえて、製作事業者、更生相談所職員、補装具利用者、アプリ開発者、ケアマネジャー、福祉用具専門員からなるメンバーで課題に対する対応策を検討するアイデア検討ワークショップを実施した。

適切な補装具利用に向けた課題として、利用者に情報が届いていない、補装具メンテナンスへ地理的アクセスが悪い、制度上求められたタイミングで修理を行うことが困難である、等が挙げられ、解決する施策としてチェックリストや事例冊子の配布、アプリを通じた定期的なフォローアップや情報管理、情報共有を行える全国的なプラットフォームの構築、定期メンテナンスの義務化、Web相談を行える機能の設置、メンテナンスに係る費用を含めた補装具費の支給、利用者自身や関係者の意識変革、が挙げられた。

A. 研究目的

補装具利用者が適切に補装具を利用することが、補装具費の支給目的である職業その他日常生活の能率の向上や、障害児が将来、社会人として自立自活するための素地の育成・助長には重要である。しかし補装具利用者の中にはいくつかの要因によって、補装具が破損したり、擦り減ったりした状態になっても修理を行わず、適切な利用とは言い難い状況で補装具を利用される方も存在する。

そこで、なぜそのようなことが起こっているのか補装具利用者が感じている課題を把握した上で、これらの課題を解決するための施策に関するアイデア出しを行うことを目的に、多数の関係者によってアイデア検討ワークショップを実施した。

B. 研究方法

まず補装具費支給制度を利用し、下肢装具、義足、車椅子、電動車椅子の何れか（併用含む）を利用

している方を対象に簡易的なアンケートとヒアリングを実施し、これらの補装具利用者が、補装具の適切な利用のためにどのような困り事を感じているか複数導出した。

次に、ここで導出した困り事を、アイデア検討ワークショップの場で参加メンバーと共有し、これらの困り事の要因となっている補装具費支給制度や補装具費支給に関わる関係者が持つ課題を振り返りながら、施策について討議・アイデア出しを行っていただいた。

アイデア検討ワークショップの開催概要は以下のとおりである。

表1 アイデア検討ワークショップ開催概要

開催日時	2021年10月7日(木) 10:00-12:00
開催方式	Web会議
参加者	計7名（以下、重複1名） 補装具製作事業者 1名 更生相談所職員 2名 補装具利用者 2名

	補装具利用者向けアプリ開発者 1名 ケアマネジャー 1名 福祉用具専門相談員 1名
オブザーバー	横浜市総合リハビリテーション センター 高岡徹 渡邊慎一 加茂野絵美
事務局	株式会社 NTT データ経営研究所 柴田 創一郎 金尾翔悟 平良未来

なお、フォローアップ、メンテナンス、修理、という用語について、以下の様な整理で記載をしている。

フォローアップ

補装具の利用状況について確認し、適切な利用に向けてアドバイスや情報提供を行うこと

メンテナンス

必要な際に補装具が故障しないように点検や部品交換を行うこと

修理

故障した補装具の修理を行うこと

(倫理面への配慮)

アンケート及びヒアリングを実施するにあたり、障害当事者団体の事務局に趣旨を説明し当事者への調査依頼を取りついでいただいた。当事者には調査の趣旨を説明し、個人情報の取扱について、特定の団体名や個人名が分からないよう配慮する旨、第三者に提供を行わない旨の同意を得ている。またアイデア検討ワークショップの参加者に対しても、匿名性を担保する旨と個人情報の取扱について同意を得ている。以上により、本調査は倫理面に問題が無いと判断する。

C. 研究結果

適切な補装具利用に向けた課題

補装具利用者への簡易アンケートとヒアリング、アイデア検討ワークショップでは適切な補装具利用に向けた課題として以下のような意見が挙げられた。

課題① 「不具合が生じたらメンテナンス」という考え方になっていない

補装具受取時に、不具合や注意点に関する説明、メンテナンスに関する説明がなく（あるいは説明があったとしても当事者は忘れてしまい）、「不具合が生じたらメンテナンス」という考え方になっていない。また、補装具利用時にメンテナンスの必要性について思い出せるような案内が無い。

課題② 補装具メンテナンスへのアクセスが悪い

特に地方の場合は、製作事業者に相談するために片道3時間の移動が必要等、アクセスが悪い。製作事業者が訪問することもあるが、移動に係る費用を製作事業者が負担しなければならず、メンテナンスの持続可能性が高まらない。

課題③ 制度上、求められたタイミングで修理を行うことが困難な場合がある

補装具の修理を行う前に市区町村へ修理申請を行い、修理許可を得る必要があるが、補装具費が支給されるまで時間が掛かるため、修理の申請タイミングが難しい。また、製作事業者としては、利用者の補装具の状態を見に行きその場ですぐに修理を行いたいが、事後申請では承認がおりないケースもあるため、利用者が求めるタイミングで修理を行うことが難しい。

課題④ 補装具の修理期間中に利用する代替りの補装具が身体に合わない。

補装具を修理している間は、以前使っていたものや、製作事業者から一時的に借りたものを利用するが、身体に合わない。

課題⑤ 補装具利用者自身の補装具に対する理解が深くなく、有事の際に説明が難しい。

利用している補装具のメーカーや、利用開始時期、以前の修理時期、利用者の身体に合わせた留意点等を利用者自身が正しく理解することが難しいため、修理や買い替えの際に、新しい製作事業者や市区町村の担当者に補装具の説明をすることが難しい。

課題を解決するためのアイデア

これらの課題を解決するための施策や必要な考え
方として、以下のようなアイデアが挙げられた。

アイデア① チェックリストや事例冊子の配布

補装具受取時に「不具合が生じたらメンテナ
ンス」という考え方になっていないことに対し、不具
合や使用方法に関するチェックリスト、事例をまと
めた冊子を配布すると良いのではないか。利用者本
人のみでなく、リハビリテーションスタッフにもチ
ェックリストを共有することができれば、利用者で
は理解が難しい部分の確認も行うことができ、補装
具メンテナンスの必要性に早期に気づくことが出来
るようになる可能性がある。

アイデア② アプリを通じた定期的なフォローア ップや情報管理

補装具のメンテナンスの必要性を十分に認識でき
ていない方や、どこに相談すればよいかわからな
い方のために、補装具管理アプリ等を通じて、補装
具利用の留意事項やメンテナンスの必要性について
情報発信をしたり、利用者が自身の補装具の利用履
歴や説明書等を参照できる仕組みを構築するのが良
いのではないか。

通知がなされれば利用者に補装具のメンテナン
スの要否を定期的に考えてもらうことが出来、利用履
歴や説明書等が参照できる形であれば、利用者が市
区町村や新たな製作事業者に自身の利用している補
装具等について説明する際に、説明の助けとなる可
能性がある。

アイデア③ 情報共有を行える全国的なプラット フォームの構築

全国の自治体やリハビリテーションセンター、製
作事業者が情報共有を行う情報プラットフォームが
あると良いのではないか。メンテナンに関する情
報のみでなく、様々な福祉用具の情報や各自自治体
の取り組みを広く情報発信することで、利用者の適切
な補装具利用や、日常生活の能率の向上について効
率化される可能性がある。

アイデア④ 定期メンテナンスの義務化

補装具のメンテナンスの必要性が補装具利用者に
十分に伝わっていない場合もあることから、車検の
ように、補装具を定期的にメンテナンすることを
義務化してはどうか。半年に一回程度メンテナン
スを行うことを義務化すれば、製作事業者が補装具利
用者に定期的に案内を出すことがより現実的になる
可能性がある。

アイデア⑤ Web で相談を行える機能の設置

特に地方においては地理的な距離が、補装具利用
者のメンテナンへのアクセスの難しさや、製作事
業者が安価ではない移動費を出費する原因となっ
ている。そこで、利用者の補装具の状態を Web を通
じて確認し、利用者が取るべき対応を示すことが出
来る窓口機能があると良いのではないか。Web に
よる相談を受けた窓口は、補装具修理の要否を
Web を通じて完璧に判断することは難しくとも、
軽微なもの（製作事業者が訪問する必要性が薄いも
の）等を判断することが出来れば、利用者の製作事
業者に対する遠慮に由来する相談控えや、製作事業
者の不必要な移動費の出費を抑えることができる可
能性がある。

アイデア⑥ メンテナンに係る費用を含めた補装 具費の支給

上記同様、地方においてはメンテナンに係る製
作事業者の移動費を製作事業者が負担しているケ
ースがある。これでは持続可能性が担保されないた
め、補装具費支給の際に将来的にメンテナンを行
う際の移動費も含めて支給することで、製作事業者
が持続的にフォローアップを行いやすい形となる可
能性がある。

アイデア⑦ 利用者自身や関係者の意識変革

利用者自身が定期的に補装具のメンテナンを行
う必要性を認識する、行政や製作事業者と上手くコ
ンタクトを取り情報収集をするといった利用者自身
の意識変革や、補装具費支給の関係者（医師や行
政、製作事業者等）がメンテナンスの重要性や留意
点をしっかりと利用者に伝えるといった意識変革も
重要である。

D. 考察

補装具に修理が必要な状況になっても修理を行わずに補装具を利用する方がいる理由には、利用者が修理やメンテナンスを出来ることを知らない、定期的な案内が無いといった、「情報が補装具利用者に届いていない」という類の課題と、修理やメンテナンスを行おうと思っても地理的に遠くアクセスが難しいといった課題、アクセス出来ても補装具の修理に係る手続きの手間や修理中に利用する代替りの補装具が身体に合わない、といった課題など、タイミング毎に異なる課題が存在すると考えられる。これらのタイミング毎に異なる課題を、利用者は補装具利用経験から把握・予測することで、今利用している補装具を、修理やメンテナンスなくできるだけ長く使おうという意識や、修理・メンテナンスは手間であるという意識が働いてしまっている可能性がある。

そこで、補装具利用者が情報収集でき、メンテナンスや修理に容易にアクセスすることができ、メンテナンス・修理中であっても適切に補装具を利用出来る仕組みや環境を整備することが、補装具の適切な利用が促進されるためには重要であると推察される。またアイデア⑦の中に、利用者自身の意識変革も重要との意見が挙がっていたが、上記の課題に着目すると同時に、補装具利用者自身もメンテナンスや修理の重要性を認識してお互いに声を掛けあう、定期的にメンテナンスを行うといった心構えや行動が必要だと考えられる。

E. 結論

アイデア検討ワークショップの結果、チェックリストや事例冊子の配布、アプリを通じた定期的なフォローアップや情報整理、情報共有を行える全国的なプラットフォームの構築、定期メンテナンスの義務化、Webで相談を行える機能の設置、メンテナンスに係る費用を含めた補装具費の支給、利用者自身や関係者の意識変革、といったアイデアを得た。今後、これらのいくつかについて具体化や実現に向けたトライアル等を実施する。

第2回 補装具の効果的なフォローアップに関するシンポジウム

身体障害者更生相談所を要としたフォローアップの実現に向けて

研究分担者	樫本 修	宮城県リハビリテーション支援センター	宮城県保健福祉部技術参事
研究代表者	高岡 徹	横浜市総合リハビリテーションセンター	センター長
研究協力者	渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター	副センター長
研究協力者	横井 剛	横浜市障害者更生相談所	所長
研究協力者	西嶋 一智	宮城県リハビリテーション支援センター	宮城県保健福祉部 技術副参事兼技術次長

研究要旨

令和2年度に全国の身体障害者更生相談所に対して補装具支給後のフォローアップの現状調査を行い、多くの更生相談所でフォローアップを行うにはマンパワー不足であること、制度上、更生相談所がフォローアップを行うシステムがないこと、地域の医療機関、施設等との連携も希薄であるなどの課題が明らかになった。令和3年度は1) 昨年度のアンケートで補装具のフォローアップ実績がある更生相談所18カ所(全国77カ所の25%)に着目した分析、2) 全国身体障害者更生相談所長協議会の組織である補装具判定専門委員会の委員に対するアンケート調査、3) 宮城県で行っている補装具フォローアップ事業について報告し課題を抽出する。その上で補装具フォローアップを全国で普及させるための課題と方策を考察する。

1) フォローアップ実績がある18カ所の更生相談所の分析

フォローアップを過去にしたことがある更生相談所は5カ所(県3, 指定都市2), フォローアップを現在もしているところは13カ所(県9, 指定都市4)であった。18カ所中14カ所(8割)で更生相談所がフォローアップを行うべきと回答しており、効果や必要性を感じている意識の高さが伺えた。補装具のフォローアップに関して地域との連携がとれているかに関しては11/18カ所(6割)で連携がとれているとの回答であった。更生相談所でフォローアップを行っているだけでなく、地域と連携することにも重点を置いていることが伺えた。

2) 補装具判定専門委員会の委員に対するアンケート調査

補装具判定専門委員会の令和3年度の委員は10名で医師7名, 理学療法士2名, 義肢装具士1名からなる。このうち本研究の関係者の3名を除く7名にアンケート調査を行った。7名はいずれも補装具判定に精通したメンバーであり, 所属先は県更生相談所4名, 指定都市3名であった。7名のうち4名が補装具のフォローアップ実績がある更生相談所に在籍していた。フォローアップにかかる経費の担保や責任の所在などを明確にしないとシステムの構築は難しいこと, 補装具制度の啓発が重要であるが, 利用者, 補装具事業者, 市町村, 更生相談所等がフォローアップにおいてどのような役割で機能するかなどを具体化する必要がある, システム化にあたっては各機関の役割を厚生労働省の補装具費支給事務取扱指針に明記することが必要である, などの意見があった。

3) 宮城県における補装具フォローアップ事業

直接判定時にフォローアップの同意が得られたケースに支給後5~6カ月後を目途に往復はがきを送付し, 補装具の使用状況, 不具合の状況を確認するシステムである。これまでに1,253通の往復はがきを送付し916通(回収率73%)の返信があった。返信があったうち最も数が多かった種目は短下肢装具490通(53%), 次いで下腿義足82通(9%)であった。補装具を支給した対象者の2割程度で何らかの対応が必要であった。往復はがきで使用状況を確認する機会があることは有用と考える。今後もフォローアップ事業の継続が必要であるが, 初回だけでなく継続したフォローアップと, 医療保険で作製された補装具からの連携, 不具合の早期発見には制度の周知と補装具の知識の啓蒙, 地域連携が必要である。

補装具フォローアップを全国で普及させるためには更生相談所、市町村など個人情報管理する公的機関が要となって補装具事業者、地域の社会資源と連携してタイムリーなフォローアップを遂行することが肝要である。マンパワーも面からも更生相談所だけでフォローアップを行うことは困難であり、補装具事業者、市町村、地域の医療機関、リハ専門職等の地域の社会資源が連携して補装具フォローアップのシステムを構築することが重要である。そのためには補装具費支給システムの根幹となる「補装具費支給事務取扱指針」に各機関の役割やシステムの流れを明記する必要がある。今後の方向性として補装具のフォローアップの効果検証などを踏まえてどの地域でも実現可能なシステムを構築していくことが望まれる。

A. 研究目的

令和2年度に全国の身体障害者更生相談所（以下、更生相談所）に対して補装具支給後のフォローアップの現状調査を行い、多くの更生相談所でフォローアップを行うにはマンパワー不足であること、制度上、更生相談所がフォローアップを行うシステムがないこと、地域の医療機関、施設等との連携も希薄であるなどの課題が明らかになった。

そこで、令和3年度はそれらの課題に対する改善策を提案する目的で研究を進め、行政機関である更生相談所が要となって補装具フォローアップを全国で普及させるための課題と方策を考察する。

B. 研究方法

令和3年度は以下の3点について研究を進めた。

- 1) 補装具のフォローアップ実績がある更生相談所18カ所（全国77カ所の25%）に着目した分析
- 2) 全国身体障害者更生相談所長協議会の組織である補装具判定専門委員会の委員に対するアンケート調査
- 3) 宮城県で行っている補装具フォローアップ事業の報告と課題の抽出

2) のアンケート調査は令和2年度の「補装具費支給制度等における適切なフォローアップ等のための研究 総括・分担研究報告書」から更生相談所の現状調査概要と補装具製事業者によるフォローアップの現状調査概要を抜粋し、その調査結果を踏まえて、補装具のフォローアップについて以下の3問について意見を求めた（表1）。

（倫理面への配慮）

アンケート結果等の公表においては個別の更生相談所名、補装具判定専門委員会の委員名が分からないように配慮している。本調査、研究は倫理面に問題がないと判断する。

表1 補装具判定専門委員会へのアンケート

質問1：貴委員が所属する更生相談所・地域で補装具フォローアップのシステムを構築することは可能でしょうか。そのためにはどんなハードルがあると思いますか。

質問2：全国的に補装具フォローアップを普及させる場合、それを担う行う機関、連携システムとしてどのような構図、工夫が実現可能と思われますか。

質問3：補装具フォローアップに関して何でも自由にお書きください。

C. 研究結果

1) フォローアップ実績のある18カ所の更生相談所の分析

18カ所の内訳としてフォローアップを過去にしたことがある更生相談所は5カ所（県3，指定都市2），フォローアップを現在もしているところは13カ所（県9，指定都市4）であった。全体的な比率では県は57カ所中12カ所（21%），指定都市は20カ所中6カ所（30%）と指定都市の方が比率が高かった。

フォローアップの種目は義肢・装具7カ所、車椅子・電動車椅子3カ所、意思伝達装置8カ所、補聴器4カ所、種目を問わず気になるケース2カ所、高額・特例補装具2カ所で義肢・装具と意思伝達装置のフォローアップを行っているところが多かった。

全体の統計では義肢・装具のフォローアップの必要性を感じている更生相談所は3割であったが、この18カ所に限ると4割であった。

どこがフォローアップすべきかについては18カ所中14カ所(8割)で更生相談所と回答した。全体の統計では更生相談所がフォローアップを行うべきだということでは5割であったが、この18カ所に限ると自分たちで行った経験から、効果や必要性を感じている意識の高さが伺えた。

補装具のフォローアップに関して地域との連携がとれているかについては11/18カ所(6割)で連携がとれているとの回答であった。全体の統計では21/77カ所(3割)であった。全体の統計で地域と連携が取れていると回答した21カ所中11カ所が補装具フォローアップ経験のある18カ所に入っていたという事実は、当該更生相談所ではフォローアップを行っているだけでなく、地域と連携することにも重点を置いていることが伺えた。

自由意見においても補装具フォローアップ経験のある16/18カ所(89%)の更生相談所が補装具フォローアップの必要性について述べており、関心が高いことが伺える。フォローアップ経験なしの更生相談所では43/59カ所(73%)からの意見があったが、補装具フォローアップを施行することが困難という意見が多かった。

2)補装具判定専門委員会の委員に対するアンケート調査

全国身体障害者更生相談所長協議会の組織に補装具判定専門委員会がある。更生相談所の職員または経験者から構成され、令和3年度の委員は10名で医師7名、理学療法士2名、義肢装具士1名からなる。このうち医師3名は本研究の関係者であることからアンケート対象から除外し、残りの7名にアンケート調査を行った。7名はいずれも補装具判定に精通したメンバーであり、所属先は県更生相談所4名、指定都市3名であった。7名のうち4名が補装具のフォローアップを行った経験がある更生相談所に在籍している。

問1(表1)について主な意見を抜粋すると、更生相談所や市町村などの公的機関がフォローアップを行うための課題は全国調査と同様にマンパワーであった。フォローアップにかかる経費の担保や責任の所在などを明確にしないとシステムの構築は難しい。補装具制度の啓発が重要であるが、利用者・補装具事業者・市町村・更生相談所等がフォローアップにおいてどのような役割で機能するかなどを具体化する必要がある、などの意見があった。

問2については、補装具費支給システムの中でフォローアップをシステム化すること、個人情報管理する公的機関が補装具事業者に働きかけてフォローアップをし、正当な対価を補装具費として支給すべきである。一方、業務量の増加などデメリットも整理しておくことも必要である。システム化にあたっては更生相談所、市町村、補装具事業者の補装具フォローアップにおける役割を整理して、厚生労働省の補装具費支給事務取扱指針に明記することが必要であるとの意見があった。

問3については、医師、リハ関連職種等が補装具の制度自体を理解していないことが多く、啓発活動が必要である。また、補装具の自己管理ができるように利用者の教育も必要である。支給後のフォローアップの手順が確立、定着すれば、特例補装具、高機能部品などの効果判定も行いやすくなるのではないかと意見があった。

3)宮城県における補装具フォローアップ事業

宮城県では平成29年度途中から補装具フォローアップ事業を開始した。当県では補装具判定の90%以上を直接判定している。直接判定時に往復はがきを送ることに同意が得られたケースに支給後5~6カ月後を目途に往復はがきを送付し、補装具の使用状況、不具合の状況を確認するシステムである。当初は全種目を対象に開始したが、フォローアップが必要な事例が義肢・装具が多かったため令和2年度からは義肢・装具に限定している。これまでに1,253通の往復はがきを送付し返信があったのは916通(回収率73%)であった。返信があったうち

最も数が多かったのは短下肢装具 490 通（53%）、次いで下腿義足 82 通（9%）であった。

令和 2 年度でみると往復はがきを発送した 334 通中 229 通（回収率 69%）の回答があった。回答内容から確認、対応が必要と判断したのは 58 件

（25%）でその対応方法、結果は表 2 のとおりであった。

フォローアップ事業の結論として補装具（義肢・装具）を支給した対象者の 2 割程度で何らかの対応が必要であった。往復はがきで使用状況を確認する機会があることは有用であり、今後もフォローアップ事業の継続が必要である。課題としては使用し始めて 6 カ月程度の時期の 1 回限りのフォローアップであること、医療保険で作製された補装具からの連携、不具合の早期発見には制度の周知と補装具の知識の啓蒙、地域連携が必要であると考えている。

表 2 宮城県の補装具フォローアップ事業結果

対応が必要と判断したのは 229 件中 58 件（25%）

- ・ 補装具事業者へ対応を依頼：20 件（9%）
- ・ 来所等での適合確認：22 件（10%）
- ・ 電話での確認で済み：16 件（7%）

対応結果

- ・ 問題なく使用可能：170 件（74%）
- ・ 補装具事業者が手直し（費用発生せず）で対応：41 件（18%）
- ・ 修理判定に至ったもの（公費支給）8 件（3.5%）
- ・ その他（体調の変化で使用困難な方等）

D. 考察

補装具フォローアップを全国で普及させるための課題と方策を考察する。

(1) マンパワーの確保

更生相談所だけで支給した補装具のフォローアップを行うことはマンパワーの面からも困難であり、補装具事業者、市町村、地域の医療機関、リハ専門職等の地域の社会資源との連携、システム作りが必要である。そのためには、フォローアップを指示する機関と受ける機関の役割分担、報告などの情報共有が必須であり、システム化する必要がある。

(2) フォローアップに関する経費への対応

補装具費支給システムの中でフォローアップをシステム化することが実現性が高いと思われる。現行制度ではフォローアップした結果、補装具の修理や再支給に結び付けば、補装具事業者の収入に繋がるが担当義肢装具士個々の熱意やサービスに頼っている事例もある。また、離島や遠隔地がある自治体では交通費の問題も生じる。フォローアップの経費を補装具費として支給するシステムの構築が望まれる。

(3) フォローアップの必要性の判断

フォローアップの必要性の判断する時期は二通りが考えられる。一つは更生相談所による支給判定時ともう一つは補装具支給後に地域で生活している間に補装具に問題が生じた時である。前者では、適合判定時に更生相談所の判定担当者が数か月後に使用状況の確認が必要と判断される事例、高額な完成用部品を使用した事例、特例補装具の事例などが考えられる。後者では補装具の不具合を誰が発見、指摘できるかという課題がある。当事者自ら、市町村担当者、補装具事業者、地域の医療機関、通所等の利用施設や訪問看護事業所のリハビリテーション専門職、ケアマネジャー、保健師等が考えられるが、補装具の不具合の判断は医師、リハビリテーション専門職といえども難しい場合がある。補装具費支給制度の啓蒙、理解を深めていくことも重要であるが、補装具管理手帳などで情報を共有して市町村や更生相談所に繋ぐことが実効性があると思われる。

(4) システムの構築

補装具費支給システムは厚生労働省が通知する「補装具費支給事務取扱指針」等に則って行われている。そこでは、都道府県、更生相談所、市町村の役割、補装具事業者、医師、リハビリテーション専門職等との連携の必要性が明記されている。適合判定、装着訓練の必要性は記されているが補装具支給後のフォローアップについては言及されていない。

システムとしては個人情報管理する公的機関が補装具事業者に働きかけてフォローアップをし、正当な対価を補装具費として支給することが妥当と考

えられる。例えば購入時には更生相談所が補装具適合判定時にフォローアップの要否について判断する。地域生活者で不具合を生じた場合は、市町村が窓口となり情報を収集して更生相談所にフォローアップの要否について伺いを立てる。「要」者については、市町村が補装具事業者に補装具のフォローアップに係る依頼書を出し、補装具事業者は市町村からの依頼を受けて利用者のフォローアップ作業を行う。補装具事業者は、市町村にフォローアップの報告をして作業費用を請求する。市町村はフォローアップ経費の支給券を出し補装具事業者は対価を得るというような流れである。

補装具のフォローアップ体制を実現させるためには地域リハビリテーションと同様に限られた社会資源の中でのチームアプローチが必要である。そして、システムの実現のためには補装具費支給事務取扱指針に關係機関の役割分担とその流れを明記することが必須と考える。

E. 結論

更生相談所、市町村など個人情報管理する公的機関が要となって補装具事業者、地域の社会資源と連携してタイムリーなフォローアップを遂行することが肝要である。

マンパワーも面からも更生相談所だけでフォローアップを行うことは困難であり、補装具事業者、市町村、地域の医療機関、リハ専門職等の地域の社会資源が地域の実情に応じた連携をし、補装具フォローアップのシステムを構築することが重要である。

そのためには補装具費支給システムの根幹となる「補装具費支給事務取扱指針」に各機関の役割やシステムの流れを明記する必要がある。

今後の方向性として補装具のフォローアップの効果検証などを踏まえてどの地域でも実現可能なシステムを構築していくことが望まれる。

F. 研究発表

1. 論文発表

- ・高岡徹, 榎本修, 西嶋一智, 横井剛: 身体障害者更

生相談所における補装具フォローアップの現状に関する全国調査, The Japan Journal of Rehabilitation Medicine. Vol.57. Supplement号, S1382, 2021.

2. 学会発表

- ・榎本修 他, 更生相談所における現状調査. 第1回補装具の効果的なフォローアップに関するシンポジウム. 東京, 2021-2-27.

- ・高岡徹, 榎本修, 西嶋一智, 横井剛: 身体障害者更生相談所における補装具フォローアップの現状に関する全国調査, 第58回日本リハビリテーション医学会学術集会, 京都, 2021-6-11.

- ・榎本修 他, 総括シンポジウム 効果的なフォローアップとは. 第2回補装具の効果的なフォローアップに関するシンポジウム. 東京, 2022-2-26.

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし。

2. 実用新案登録

なし。

3. その他

なし。

第2回 補装具の効果的なフォローアップに関するシンポジウム

補装具費支給制度等における適切なフォローアップ等のための研究 障害当事者による有効利用の促進

研究分担者 中村 隆 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
義肢装具技術研究部 義肢装具士長

研究要旨

筋電義手のような高額高機能の補装具においては、利用当事者が交流できる場を設け、情報共有を行うことにより有効利用を促進させることが重要である。先行研究において行われた筋電義手交流会参加者へのアンケート結果を解析した結果、筋電義手に関する情報は当事者同士の情報交換が重要である一方で、交流の機会がほとんどないことが分かった。筋電義手を含む義手に関する情報提供と共有化のため、義手オンラインミーティングを企画し、情報共有の基盤構築を試みた。

A. 研究目的

近年義肢部品の進歩は著しく、切断者のADLおよびQOLの向上に有用な部品が多く開発されている。一方、それら部品は高額であり、公的制度で支給するには、その部品が本当に必要不可欠なものか、生活で使いこなしているかといった費用対効果がより重要視される。しかし、そのような高額な義肢をどのように使うか、どうすれば使いこなせるかは、それを訓練・評価する仕組みが現行制度にない。例えば、筋電電動義手(以下、筋電義手)は医療保険で訓練用仮義手の対象となっておらず、障害者総合支援法でも切断者が訓練機会を得る仕組みがない。通常、義手の操作訓練は作業療法士を中心として行われるが、その様な状況のため、筋電義手をどの様につかいこなすか、何を持って使いこなしていると判断するかは医療職者には未知な部分が多い。実際のところ、筋電義手に限らず、生活における補装具の使いこなしは、使用者自身が独自に考えた方法で使いこなしている場合も多いと考えられ、その様な使い方の情報を共有することは極めて重要と考えられる。

本研究は、補装具支給後の有効利用を促進することを目的とし、具体的には、補装具の中で義手に焦点を

当て、障害当事者による情報共有基盤を構築し、有効利用を促進することを目標とした。

B. 研究方法

1. 筋電義手使用者の情報取得に関する調査解析

先行研究課題「支援機器の選択・選定データベースの改修による高機能機器利用のエビデンス抽出」(平成29年度～令和元年度、研究代表:小野栄一)において、筋電義手の訓練経験のある上肢切断者および形成不全児・者とその家族および関連専門職を対象に、筋電義手に関する講演や最先端義手の操作体験を含む交流会を開催した。交流会には上肢切断者および形成不全児・者24名(小児11名、成人23名)を含む90名が参加した。この時におこなった筋電義手使用に関するアンケート調査の中で情報取得に関する項目の結果について解析・考察した。

2. 義手に関する情報基盤の構築

先行研究で行った交流会の結果より、情報共有には使用者同士が直接対面し、補装具を目の前にし

ながら情報交換することが効果的であることがわかった。本研究でも交流会の実施を計画したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、交流会の代替案としてインターネットを利用したWebミーティングを行った。

(倫理面への配慮)

先行研究のアンケート調査は国立障害リハビリテーションセンター者倫理審査委員会の承認を得て行った。(先行研究で承認済み)

C. 研究結果

1. 筋電義手使用者の情報取得に関する調査解析

調査対象者は筋電義手の試用評価経験のある上肢切断者および形成不全児・者 23 名 (小児 11 名、成人 13 名) である。対象者の属性を表 1 に示す。

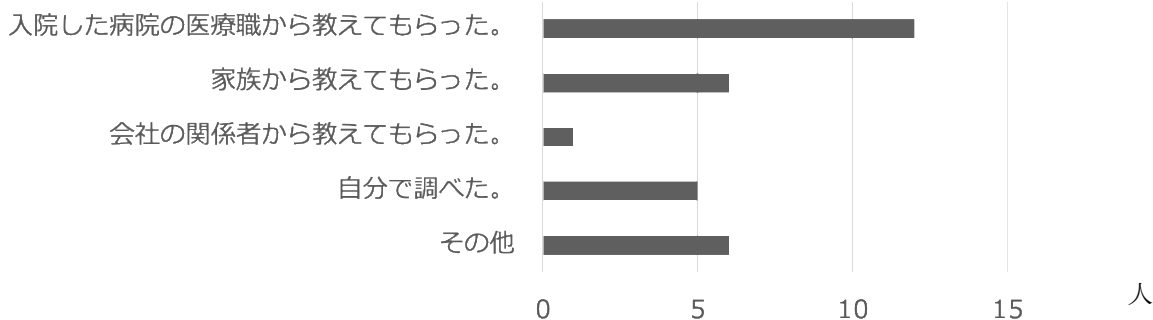
アンケート結果の中で情報取得に関する質問と結果を示す。

表 1 対象者 23 名の基本属性

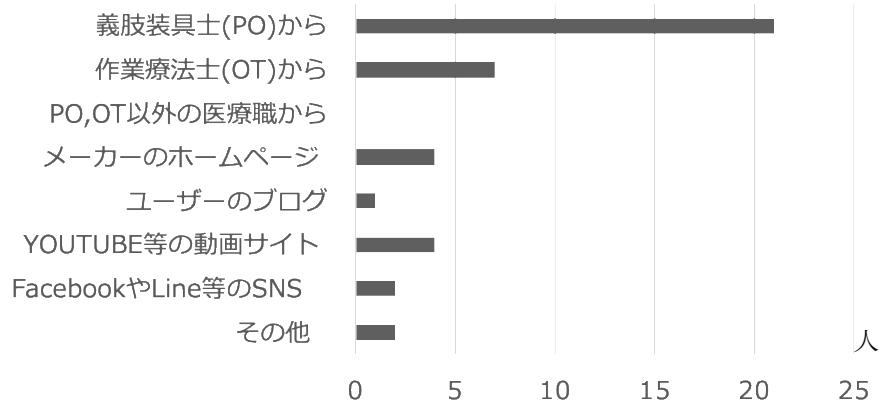
項目	分類	
性別	小児	男性 5 名、女性 6 名
	成人	男性 12 名、女性 0 名
年齢 (平均±SD)	小児	7.3±2.8 才
	成人	48.9±14.5 才
切断側	小児	右 9 名 左 2 名
	成人	右 7 名 左 2 名 両側 3 名
切断高位	小児	手部・手関節 4 名、前腕 6 名、上腕 1 名
	成人	手部・手関節 4 名、前腕 6 名、上腕 4 名、肩 1 名 (両側は重複)
切断原因	小児	すべて先天性形成不全
	成人	すべて外傷
筋電電動義手支給状況	小児	公的制度による支給 8 名 (すべて総合支援法) 申請前(試用評価中)3 名
	成人	公的制度による支給 9 名 (総合支援法 1 名、労災保険 8 名) 申請前(試用評価中)3 名

質問と回答

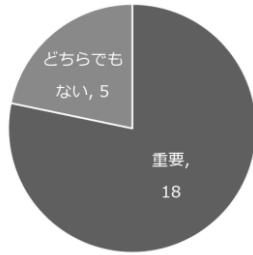
Q1. 筋電義手を知ったのはどなたからですか？ (複数回答可)



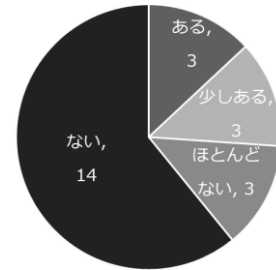
Q2. 筋電義手の新しい情報はどやって知りますか？ (複数回答可)



Q3. 筋電義手ユーザー同志の情報交換は重要ですか？



Q4. 筋電義手ユーザー同志の交流はありますか？



筋電電動義手を知ったのは医療職からの情報提供が最も多く、「家族からの情報提供」や「自分で調べた」との回答が続いた。「その他」には、「出産病院の先生から:3名、親戚、国リハホームページ、国際福祉機器展:各1名」といった回答があった。

筋電義手の新しい情報は「義肢装具士から」提供されるとの回答が最も多かったが、メーカーのホームページ等のインターネット経由の取得経路も存在することが分かった。また、対象者の多くが使用者同士の情報交換が重要であると認識しながら、その交流機会がほとんどないと回答した。

2. 義手に関する情報基盤の構築

使用者と医療職の情報共有を図るための場を設定した。情報共有のための第一手段として専門職からの情報提供を優先すべきと考え、テーマとして国内外の義手の動向に焦点をあてた。対象を筋電義手から義手全般に広げ、義手に関するオンラインミーティングを企画した。各回のプログラムと参加者は以下の通り。

● 第1回 義手オンラインミーティング

テーマ「海外の義手を知ろう」

開催日 2020年9月26日(土)

プログラム

- ①オーストリア・ドイツ～オットーボック訪問の旅～: 2019年11月にオットーボック社のオーストリア・ドイツの本社・工場の視察報告

【義手の開発は海外メーカーがイニシアティブをとり、急速に進んでいる。世界トップメーカーであるオットーボックのドイツ本社とオーストリア支社を訪問し、現地での様子を報告した。】

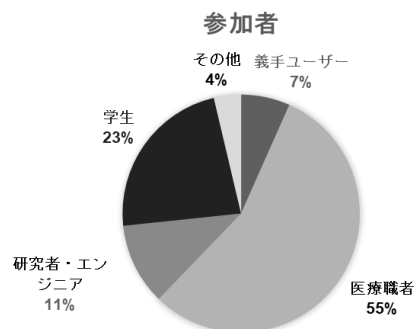
- ②海外イベント紹介: 世界各地で開催される義手に関する国際学会の紹介

【国内では得られない義手の情報を得るために、国際学会の情報を提供した。】

- ③両側上肢切断者の日常生活動作 YouTubeチャンネルの紹介: アメリカの両側上肢切断者のグループが作成したYoutubeチャンネルの紹介

【海外では義手ユーザー自身がインターネットを利用して自ら情報発信を行っている。分担研究者が訪問したアメリカの両側上肢切断者のワークショップとそのYoutubeチャンネルを紹介した。】

参加者は135名(当事者9名、医療職71名、研究者・エンジニア15名、学生32名、その他8名)であった。



開催後のアンケートでは、

- ・ 義手についてこれまで知識がなかったので勉強になった。

- ・ ユーザーの義手の使い方が勉強になった。
- ・ 海外と日本でこれほど差があるのかと驚いた。
- ・ オンラインで参加できるのは移動困難な障害を持つ者にとってはありがたい。

と好意的な意見が多く、80%の参加者が「第2回あれば参加したいと回答した。」

● 第2回義手オンラインミーティング

テーマ「もっと知ろう日本の義手」

開催日 2021年3月7日（日）

プログラム

① 日本の義手開発

1. 「日本の義手開発の変遷」
梶谷 勇 先生(産業技術総合研究所)
2. 「電動義手 Finch をはじめとする 3D プリンタを活用した義手」
吉川 雅博 先生(大阪工業大学 ロボティクス&デザイン工学部 システムデザイン工学科)
3. 「UEC eHand -AI による個性適応学習を行う軽量低自由度義手-」
山野井 佑介 先生(NPO 法人 電動義手の会/電気通信大学 情報理工学研究科)
4. 「Carpe Hand の紹介」
高見 響 先生(兵庫県立総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所)

【第1回で海外の義手を紹介したので、第2回は日本国内における義手の開発動向について紹介した。】

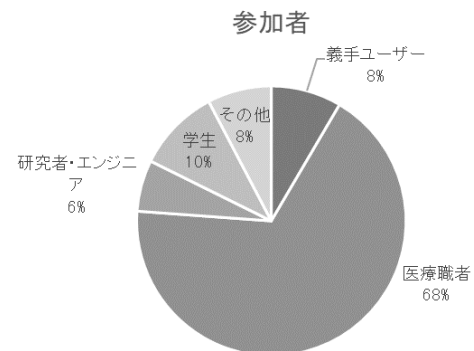
② 手先具いろいろ~フックやハンドだけじゃない~

- ★ 手先具って何？
- ★ レクリエーション用手先具
- ★ 小児義手用手先具

実際に使用される手先具、日本で開発された小児用手先具の紹介

【義手と言えば手の形をしている物と思いがちであるが、機能的には手の形である必要はない。そのための手先具を紹介した。】

参加者は130名（当事者11名、医療職88名、研究者・エンジニア8名、学生13名、その他10名）であった。



第1回に比べて医療職者の参加割合が増え、情報へのニーズの高さがうかがえた。

● 第3回義手オンラインミーティング

テーマ「ほんとうの義手」

開催日：2022年2月13日

プログラム

① 「ユーザーに学ぶ」

1. 特別講演「バイオリン用義手と私」伊藤 真波さん（東京パラリンピック開会式 肩義手のバイオリニスト）
2. ユーザースピーチ
4名のユーザーの方に仕事や生活での義手についてお話を伺う。

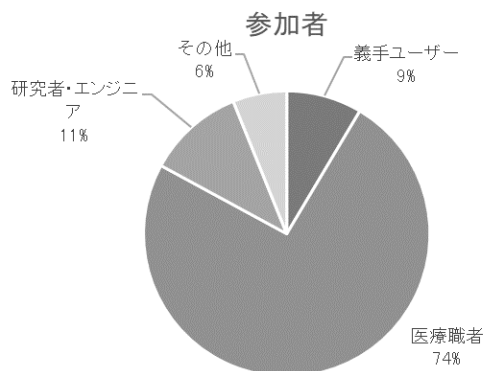
【義手を生活でどのように使っているか、本当の使い方は病院のリハビリテーション治療で教えるには限界がある。むしろ退院後にユーザーさんから教わることも多い。義手を使いこなしているユーザーの方々を迎え、実際の義手について講演していただく。】

② 「教科書に載っていない義手」

ユーザーニーズのためにカスタマイズされた義手の紹介～作業療法士、義肢装具士、製作技術者からの発表～

【ユーザーニーズにこたえるには既存部品だけでは対応できない場合が多い。義手を製作する立場からこれまでに制作した特殊な用途の義手を紹介していただく。】

2022年1月21日現在、参加者は82名（当事者9名、医療職61名、研究者・エンジニア9名、その他5名）であった。



医療職者の割合は今回も多く、義手ユーザーよりも情報に対するニーズが大きいことがうかがえた。

D. 考察

1. 筋電義手使用者の情報取得に関する調査解析

筋電義手に関する情報取得経路については、多くの対象者が関連医療職、特に義肢装具士からの情報が重要であると回答し、医療側の情報提供が筋電義手を使用する動機付けと使用継続に必要な不可欠であることが示唆された。その一方で、インターネット等の媒体からの情報取得経路も少なからず存在する。ただし、メーカーのイメージビデオに見られるように、インターネット経由の情報は多くのバイアスがかかっている情報であると考えられる。情報量も過多であり、今後このような情報取得経路が拡大するにあたり、使用者にとって必要時に適切な情報を得られるような環境整備が重要であると考えられる。また、対象者の多くが使用者同士の情報交換が重要であると認識しながら、その交流機会がほとんどないと回答した。リハビリテーション治療における作業療法での義手訓練は、基本的な日常生活動作の習得を主たる目的とするため、それ以上の使いこなし術を教えるには限界があり、実際の日常生活や就労場面での義手の使い方は、義手使用者から逆に教えられることも多い。義手に対する価値観も使用者ごとに異なる。そのような生活の義手としての情報は医療側からの提供だ

けではなく、使用者同士で情報交換をすることが望ましいと考えられるが、その実現が難しい現状が明らかになった。

2. 義手に関する情報基盤の構築

2回開催したオンラインミーティングの参加者において、参加当事者は1割弱であった。これに対し、医療職の参加者はどちらも半数を超え、専門職の間にも情報に対するニーズが強いことが鮮明となった。前項の調査結果からも、当事者にとって情報取得の最初の窓口が医療職となっており、当事者へ情報を伝達するには医療専門職のもつ情報量を増やすことが有効と考えられた。また、開催後には、「教科書では学べない知識が得られた。」や「最新最先端の情報を得る機会がこれまでなかった。」等の感想が寄せられ、定期開催を望む声も多かった。

このような試みは、これまで専門職しか持ち得なかった情報や知識を開放し、当事者を含めた関係者が同レベルの情報量を共有する仕組みとして有効であることが示唆された。特に医療職者の参加者の割合が多く、情報は医療職者を経由して義手ユーザーに伝達されることから、情報共有の仕組みとしては有効であると期待された。

E. 結論

筋電義手使用者に対するアンケート調査を解析し、当事者同士の情報共有の場の設置が重要であることを明らかにした。そのための試行として「義手オンラインミーティング」を2回企画、開催した。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

中村隆, 阿久根徹. 筋電電動義手の使用状況と情報取得に関する調査. 日本義肢装具学会誌. 2022, 38, 2, 印刷中.

第2回 補装具の効果的なフォローアップに関するシンポジウム

補装具製作事業者によるフォローアップの現状調査

研究分担者 芳賀 信彦 国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局長
研究代表者 高岡 徹 横浜市総合リハビリテーションセンター センター長
研究協力者 藤原 清香 東京大学医学部附属病院リハビリテーション部 講師

研究要旨

補装具の適切なフォローアップ体制の検討は、補装具がユーザにより適切かつ継続的に使用されるために重要である。一般社団法人日本義肢協会の正会員 270 補装具製作事業者を対象にアンケート調査を行い、164 事業者より回答を得た（回収率 60.7%）。義肢装具等のフォローアップ体制が製作事業者により異なり、4 分の 1 の製作事業者ではフォローアップが行われていないこと、積極的に義肢装具等の状態をユーザに問いかけている製作事業者が少ないこと、ユーザから不具合の連絡があった場合の対応も一定でないこと、一方でほとんどの製作事業者がフォローアップの必要性を認識していること、が明らかになった。さらにユニークな取り組みを行っている製作事業者等に対して個別ヒアリングを行い、取り組みの内容と課題を把握した。

A. 研究目的

リハビリテーションのフェイズを急性期、回復期、生活期に分けると、急性期から回復期では治療用装具が、回復期の終盤から生活期では障害者総合支援法による補装具が製作、使用される。補装具のフォローアップに関する報告は、主に脳卒中患者の下肢装具に関して行われ、下肢装具使用の継続性、職種間の認識の差、などの問題が指摘されている。一方、2011 年度の種類別に見た補装具購入・修理件数では、義肢、車椅子・電動車椅子・座位保持椅子では購入件数より修理件数が多く、装具の修理件数は購入件数の約 40%、座位保持装置では約 80% に及んでおり、補装具が修理を要する状況は決してまれでなく定期的な修理を要し、そのためには適切なフォローアップが必要であることが分かる。

一般社団法人日本義肢装具士協会による 2016 年度の第 2 回義肢装具士実態調査（義肢装具士白書 2016 より）によれば、義肢装具士の多くは、中小規模の補装具製作事業所（製作事業者）に所属していることが明らかになっており、製作事業者により最終適合以降のフォローアップの対象利用者数、フォローアップの手段や頻度が一定していないこと、

一方利用者宅への訪問による適合・調整も行われていること、が分かる。

補装具の適切なフォローアップ体制の検討は、障害者総合支援法に基づき支給される補装具が、障害者により適切に継続的に使用されるために重要な事項であり、厚生労働行政に大きくかかわる。そこで本研究では、製作事業者によるフォローアップの現状と理想的なあり方を知る目的で、アンケート調査を行うこととした。

B. 研究方法

全国 270 ヶ所の義肢・装具製作所が所属する一般社団法人日本義肢協会の正会員を対象に、郵送によるアンケート調査を行った。調査内容は研究分担者が作成した案についてあらかじめ当研究班内でメールを用いて検討し、確定した。調査期間は 2021 年 1 月 13 日～31 日である。調査内容は、1) 製作所の規模、連携医療機関、義肢装具等の製作数、2) 義肢装具等のフォローアップ体制の現状、3) 義肢装具等のフォローアップに関する意見、である。

また回答の中で義肢装具等のフォローアップに関してユニークな取り組みをしている事業者を含め 6

つの製作事業者を研究者が選定し、個別ヒアリングにより取り組みの詳細な内容と課題について把握した。

(倫理面への配慮)

本調査実施に際しては、一般社団法人日本義肢協会の理事長にあらかじめ説明し、協力の了解を得た。また調査結果の公表に際しては、回答結果を集計して公表することにより回答者が特定されないように配慮した。回答者は製作事業者の職員であり、義肢装具ユーザの個人情報には含まれない。

C. 研究結果

【アンケート調査への回答】

164 製作事業者より回答を得た（回収率 60.7%）。集計時期の関係で、令和 2 年度にはこのうち一部の回答のみを集計して報告したが、令和 3 年度には全ての回答について集計を行った。

1) 製作所の規模、連携医療機関、義肢装具等の製作数

製作事業者に所属する義肢装具士数は 6 (1~124) 名（最初の数値は中央値、括弧内は範囲、以下同様）、製作技術者数は 4 (0~149) 名であった。連携している医療機関（義肢装具士が定期的に訪問し診療にたずさわる医療機関）の数は、29 (2~400) であった。

補装具別の年間製作数を表 1 に示す。いずれの補装具も製作事業者による数の差が大きく、義肢よりも装具が多かった。義肢では義足が多く、装具では体幹装具、次いで下肢装具が多かった。義肢は補装具が多く、装具は治療用装具が多かった。車椅子と座位保持装置は中央値がそれぞれ 1 と 0 と少なかった。

表 1 年間製作数

	治療用装具	補装具
義手	0 (0~ 16)	3 (0~7200)
義足	3 (0~ 166)	11 (0~ 350)
上肢装具	150 (0~ 4400)	1 (0~ 588)
体幹装具	930 (0~13800)	1 (0~2401)
下肢装具	634 (0~11925)	39 (0~3112)
車椅子		1 (0~2200)
座位保持装置		0 (0~ 767)

数値はいずれも中央値（範囲）を示す

2) 義肢装具等のフォローアップ体制の現状

義肢装具等のフォローアップへの取り組みについて、164 製作事業者のうち、96 事業者が「義肢装具製作所として取り組んでいる」、60 事業者が「所属する義肢装具士が個人的に取り組んでいる」、40 事業者 (24.4%) が「取り組んでいない」と回答した（複数回答を許可、以下同様）。

フォローアップの体制については、回答のあった 125 事業者のうち 90 事業者が「義肢装具製作所が単独で行っている」、85 事業者が「医療機関等と協力して行っている」と回答した。協力する医療機関や職種に関しては、病院の医師、理学療法士、作業療法士を挙げた回答が多く、医師としてはリハビリテーション科医、整形外科医が多く、一部に脳神経外科医、皮膚科医や形成外科医も含まれていた。他に、機関としてはデイケア・デイサービスや訪問リハビリテーション、職種としては看護師、ケアマネジャー、介護士、ソーシャルワーカー等が挙げられていた。

義肢装具等の状態について、積極的に義肢装具製作所側からユーザに問いかけをしているか、については、回答のあった 129 事業者中 54 事業者

(41.9%) が「問いかけている」と回答した。問いかけの連絡手段としては電話が多く、次いで葉書、メールの順であった。

実際のフォローアップの頻度については、義肢が 6 (0~60) ヶ月、装具：6 (0~24) ヶ月、車椅子：8 (0~36) ヶ月であった。義肢装具の不具合等については、電話等でユーザから連絡があった場合の対応法については、回答のあった 133 事業者中 114 事業者が「義肢装具製作所（所属する義肢装具士を含む）として個別に対応」、81 事業者が「医療機関等を通じて対応している。（医療機関の受診を勧めるなど）」と回答した。その他のコメントとして、医師の指示や治療の必要性の有無によりいずれかを選択、という回答が複数あった。

3) 義肢装具等のフォローアップに関する意見

義肢装具等のフォローアップが必要かについて、回答のあった 149 製作事業者のうち 144 事業者 (96.6%) が必要、2 事業者が不必要、3 事業者が

ケースバイケースと回答した。必要な場合誰が主体的に行うべきか、については、治療用装具と補装具（更生用）を分けない回答では、義肢装具士・製作所：71、主治医：30、セラピスト：30、更生相談所：11、患者・ユーザ・家族：9、ケアマネジャー：3、市町村：2、その他：20（連携すべき、という回答が多い）であった。治療用装具と補装具を分けた回答では、治療用装具では主治医：11、義肢装具士・製作所：4、セラピスト：2、その他：1、であり、補装具では更生相談所：16、義肢装具士・製作所：7、市町村：3、主治医：1、セラピスト：1、であった。

義肢装具等のフォローアップのあるべき姿を製作所としてどのように考えるか、に対しては141事業者より回答があった。治療用装具と補装具（更生用）を分けない回答では、製作所・医療・行政（相談所）のネットワーク構築：8、車検のような制度の設計：7、病院・処方医が中心となって動く：7、納品時に取り扱いや対応に関する説明書等を渡す：5、患者・ユーザ側からの連絡で十分：5、製作所が積極的にフォローすべき：3、製作所にフォロー担当者・チームを置く：3、動画・SNS等の活用：3、医療機関と行政が連携すべき（製作所は医療機関でない）：2、製作所が必要以上にフォローする必要なし：2、巡回相談：2、であった。治療用装具と補装具を分けた回答では、治療用装具では、病院訪問時に義肢装具士がチェック：2、主治医によるチェック：2、であり、補装具では、自宅に訪問（医師、セラピストへの同行を含む）：4、更生相談所が定期フォロー：3、病院がフォローすべき：1、定期的に製作所に来てもらう：1、製作所の定期連絡を義務化：1、であった。

フォローアップのあるべき姿を実現するために必要なもの、に対しては132事業者より回答があった。フォローアップのために必要なコストに関するものが72と圧倒的に多かった。他にはフォローアップシステムの統一化：9、修理申請手続きの迅速化：8、行政・更生相談所からのユーザーへの案内（営利目的となることを避けるため）：7、状況を多職種で把握できるシステム（ネットワーク）：

6、製作所におけるマンパワー：4、装具手帳のシステム：3、他の職種の装具に関する知識：2、医師の介入：2、定期的な検査（車検のような）：2、という結果であった。

【個別ヒアリング】

アンケート調査への回答の中で義肢装具等のフォローアップについてユニークな取り組みをしていた3つの事業者を含め6つの事業者に対し、研究分担者の芳賀と研究代表者の高岡が個別のヒアリングを行った。ヒアリングの方法は、文書及び直接ヒアリング3事業者、直接ヒアリングのみ1事業者、オンラインヒアリングのみ1事業者、文書のみ1事業者であった。ヒアリングではフォローアップに関する取り組みの詳細を確認した上で、以下の5項目を原則として確認した。

- ① 行っているフォローアップの取り組みに、どの程度のマンパワーを割いているか、またその業務のマネジメントは誰が行っているか（システムを導入しているかを含めて）。
- ② 行っているフォローアップの取り組みに関し、製作所内のコンセンサスが得られているか（例えば、大変だからやりたくない、といった反対意見はないか）。
- ③ 行っているフォローアップの取り組みが、製作所の収益に与える影響はどうか（かかっているコストと、取り組みによって製作数が増えるなどの増収）。
- ④ 行っているフォローアップの取り組みに関し、最近または今後の改善を考えているか、改善を妨げるハードルがあれば何か。
- ⑤ 取り組みを進めるために必要なことは何か（行政への期待を含めて）。

アンケートに対しユニークな取り組みを回答していた3つの事業者（以下、製作所A、B、C）と、製作した義肢装具のフォローアップに関するユーザへの積極的な問いかけを過去に行ってこなかった3事業者（製作所D、E、F）の状況と上記5項目についての概要の一部を以下に記載する。なお製作所の規模の参考にするため、所属する義肢装具士数を10名以下、11～50名、51名以上の3カテ

ゴリーに分けて記載した。

【製作所A】所属義肢装具士 51 名以上

製作所全体の方針として、義肢装具の内容、治療用か補装具か、などに応じて納品後のフォローアップの時期と方法を決めており、担当義肢装具士からの電話、ダイレクトメール、アンケートの送付、を含む。この取り組みのマネージメントは事務職などが行っており、担当義肢装具士による電話を除いては、現場スタッフに負担はかからない。結果として以前に比べ苦情が減少し、顧客満足度が上昇している。効果は郵送費等のコストを上回ると考えている。今後はペーパーレス化を視野に入れている。自宅への出張費など解決すべき問題点がある。

これ以外に、近郊の医療機関、義肢装具製作所が協力して「装具ノート」を用いた取り組みに関わっている。当初は脳血管障害の下肢装具で開始したが、現在は対象を義肢に広げている。

電動車椅子に関しては、定期的な整備や保険をセットにしたパックを導入しており、これにより外出先での突然の停止などのトラブルが減っている。

【製作所B】所属義肢装具士 10 名以下

治療用装具では、来院時に対応した医師や療法士から聴き取りを行い、入院中は連絡ノートを通じて、情報を収集している。補装具について、通所や入所で施設利用の場合には、主担当の療法士等と処方や運用について対面、電話、メールで情報を共有している。顧客管理にはエクセルを用いている。フォローアップを含めて製作所の仕事であることのコンセンサスは得られているが、マンパワーとコストの負担が問題である。医療や介護福祉関連サービスを利用している方は、できるだけ利用している施設にきてもらうようにし、主に個別訪問の時間やコスト、関係者間の調整コストの低減を図っている。

【製作所C】所属義肢装具士 51 名以上

1つの支店で義肢利用者を対象にメンテナンス会を開催している。支店内で土曜日に開催するため、義肢装具士に余分な負荷はかからない。

これを除くと、患者が退院した病院の定期受診に合わせたフォローを行うことがあるが、製作所として積極的なフォローアップは行っていない。義肢装

具等の相談があった場合には、支店毎に対応窓口となる義肢装具士が決まっており、その人相談の内容に応じて対応者を割り振っている。こういった業務は製作所として義肢装具士に必須の業務と考えている。個別対応として出張する場合には、出張料を請求しているが、これに対するクレームはない。

【製作所D】所属義肢装具士 10 名以下

現状では能動的なフォローアップは行えておらず、患者及びその関係者から連絡を受けて対応する受動的なものが主体である。対応しているのは1名の義肢装具士で、連絡を受けた利用者に対し、電話相談のみ/病院受診/自宅訪問のいずれかの対応が適切かトリアージを行うが、自宅訪問のニーズの高さを実感している。これに関して製作所のコンセンサスは得られているが、フォローアップの必要性が十分に認知されている状況ではない。この数年の生活期装具の収益は上がっているが、自宅訪問を中心にフォローアップ業務に費やす時間が多く、費用対効果が高いとは言えない。

今後、利用者が平等にフォローアップの機会を得られる、という観点で考えれば、行政や制度によるマネージメントが必要と考える。

【製作所E】所属義肢装具士 11～50 名

現状では、利用者からの連絡に対応する形のフォローアップにとどまっている。製作所に連絡が来た場合は、アプリを利用して統括するスタッフに情報が集まり、相談内容により製作した施設への来所、製作所への来社、郵送による対応等を行う。収益への影響は不明であるが、利用者・処方サイドとの信頼関係構築により、利用の継続につながる可能性がある。今後は定期的・積極的なフォローアップ体制を整えたいが、マンパワーとコストが問題であり、判定機関、処方施設、行政、製作事業者がチームとして対応することが望ましい。

【製作所F】所属義肢装具士 11～50 名

2021年より担当する1施設で試行的にフォローアップを開始した。施設担当の3人と事務職で、エクセルに新規製作した利用者を入力管理して、耐用年数を経過した方に封書を送っている。今のところ修理や再製作につながる反応は少ないが、しばら

く継続したい。しかし時間が取れない、無償の修理・調整が多い、同様の対応を他の施設では取りにくい、自宅への訪問が困難、などの問題がある。

D. 考察

本調査では、義肢装具等のフォローアップ体制が製作事業者により異なり、約4分の1(24.4%)の製作事業者ではフォローアップが行われていないこと、積極的に義肢装具等の状態をユーザに問いかけている製作事業者が少ないこと、ユーザから不具合の連絡があった場合の対応も一定でないこと、が明らかになった。一方で全体の96.6%の製作事業者はフォローアップが必要と考えており、必要性を感じながら十分に対応できていない実態が明らかになった。

義肢装具ユーザに積極的に問いかける形でのフォローアップに関しては、いくつかのユニークな取り組みが行われていた。一方で問題点としてこの問いかける業務に関わるマンパワーと費用、さらには問いかける行為自体が製作所の営利目的と捉えられるという危惧、が問題点として挙げられていた。また義肢装具の不具合等に関してユーザからの連絡を受けて対応する、という形の消極的なフォローアップに関しては、ユーザおよびそれに関わる人への教育が問題である。様々なツールや機会を通じて教育する試みが行われていたが、統一的なツールの開発などが今後必要となる可能性がある。さらに積極的、職局的のいずれの場合も、義肢装具の不具合を認知した場合の実際の対応にも問題点がある。特にユーザの自宅等を訪問する際のマンパワーや費用に関して問題点を指摘する回答が多かった。

個別ヒアリングではフォローアップに関する詳細な情報を収集することができたが、一方で製作所の規模により取り得る体制に差があることが示唆された。さらには製作所の規模のみならず、患者・障害者の病態や補装具の内容はいずれも多様である。これらに応じて患者・障害者教育の内容やフォローアップ体制を検討する必要があると考える。

E. 結論

補装具製作事業者を対象に、補装具のフォローアップに関するアンケート調査を行った。義肢装具等のフォローアップ体制が製作事業者により異なり、約4分の1の製作事業者ではフォローアップが行われていないこと、積極的に義肢装具等の状態をユーザに問いかけている製作事業者が少ないこと、ユーザから不具合の連絡があった場合の対応も一定でないこと、一方でほとんどの製作事業者がフォローアップの必要性を認識していることが明らかになった。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表

Mano H, Fujiwara S, Takamura K, Kitoh H, Takayama S, Ogata T, Haga N: Treatment approaches for congenital transverse limb deficiency: Data analysis from an epidemiological nation survey in Japan. J Orthop Sci. 2021, Vol. 26, P. 650-654.

Mano H, Noguchi S, Fujiwara S, Haga N: Relationship between degree of disability, usefulness of assistive devices, and daily use duration: An investigation in children with congenital upper limb deficiencies who use upper limb prostheses. Assist Technol. 2021, Online ahead of print.

芳賀信彦. 先天性四肢形成不全・小児切断と診療の考え方. 日本義肢装具学会誌. 2021, Vol. 37, No. 3, P. 176-180.

藤原清香、野口智子、柴田晃希、越前谷務、大西謙吾、西坂智佳、真野浩志、芳賀信彦. 先天性四肢形成不全児・者および小児切断に対するリハビリテーション診療の実際：東京大学医学部附属病院の取り組み. 日本義肢装具学会誌. 2021, Vol. 37, No. 3, P. 194-199.

2. 学会発表

芳賀信彦. 小児の希少難病診療を通じて学ぶこと.
第58回日本リハビリテーション医学会学術集会.
京都, 2021. 6. 10-13, 第58回日本リハビリテーション医学会学術集会プログラム・抄録集, P. S170, 2021

山本英明、藤原清香、岡田慶太、芳賀信彦: 下肢関節術後の装具療法により速やかに独歩を獲得したLarsen症候群の一例. 第58回日本リハビリテーション医学会学術集会. 京都, 2021. 6. 10-13, 第58回日本リハビリテーション医学会学術集会プログラム・抄録集, (WEB) 2-13-2-8, 2021

滑川可奈子、藤原清香、西坂智佳、芳賀信彦: 日常的な義手の使用に至った片側尺骨形成不全の一例. 第58回日本リハビリテーション医学会学術集会. 京都, 2021. 6. 10-13, 第58回日本リハビリテーション医学会学術集会プログラム・抄録集, (WEB) 2-14-9-6, 2021

芳賀信彦. 下肢装具の過去・現在から未来を考える. 第5回日本リハビリテーション医学会秋季学術集会. 名古屋, 2021. 11. 12-14, 第5回日本リハビリテーション医学会秋季学術集会プログラム・抄録集, P. S152, 2021

柴田晃希、藤原清香、真野浩志、西坂智佳、芳賀信彦: 先天性四肢形成不全児のリハビリテーション診療. 第5回日本リハビリテーション医学会秋季学術集会. 名古屋, 2021. 11. 12-14, 第5回日本リハビリテーション医学会秋季学術集会プログラム・抄録集, P. S215, 2021

藤原清香、西坂智佳、真野浩志、小林美香、緒方徹、梅崎成子、芳賀信彦: 先天性上肢形成不全乳幼児の筋電義手における超音波画像診断を活用した電極位置の設定. 第5回日本リハビリテーション医学会秋季学術集会. 名古屋, 2021. 11. 12-14, 第5回日本リハビリテーション医学会秋季学術集会プログラム・抄録集, P. S429, 2021

芳賀信彦. 四肢形成不全と多職種によるリハビリテーション診療. 令和3年度埼玉県リハビリテーション医学会特別講演会. オンライン, 2021. 12. 25.

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし

第2回 補装具の効果的なフォローアップに関するシンポジウム

生活期の地域における装具処方とフォローアップの現状調査 - 千葉県広域リハ支援センターにおける調査 -

研究分担者 菊地 尚久 千葉県千葉リハビリテーションセンター センター長

研究要旨

生活期の地域における装具処方とフォローアップの現状調査として千葉県広域リハ支援センターにおける補装具の支給とフォローアップに関する現状調査を施行した。2021年10月～12月の期間で、千葉県広域支援センターに指定されている9施設の広域支援センター担当者に対してメールによりアンケート調査を依頼した。調査項目は施設における下肢装具処方の有無と処方内容、在宅での装具フォローの有無とし、装具フォローを行っている施設では治療用装具と更生用装具の使い分けについて調査を行った。下肢装具処方を行っている施設は85.7%、長下肢装具と短下肢装具の両方を作製している施設は28.6%、在宅での装具フォローを行っている施設は28.5%で、うち更生用装具での作製を行っているのは50%、治療用装具での作製を行っているのは50%であった。施設での装具作製は高率であったが、在宅での装具作製は予測より少ない結果となった。広域支援センターにおいて在宅訪問時の装具のチェック、装具作製に関する専門機関への連携が適切に行われるべきであると思われた。

A. 研究目的

障害のある方にとって、義肢装具や車椅子、重度障害者用意思伝達装置などの補装具は日々の生活を送るうえで欠かせない用具である。したがって、障害者総合支援法で支給された補装具が適切に、かつ継続的に使用されることは、利用者の利便性向上に直結する。さらには、公費の効率的な運用にもつながるため重要である。

例えば脳卒中後の下肢装具は、支給件数が非常に多く、もっともよく処方される補装具と言ってよいが、不適切な装具や破損した装具を使用し続けている場合に、どこに相談をしたらよいかわからないといった方等がいる状況（一部では装具難民と言われている）が生じている。

平成31年度までの3年間実施された厚生労働科学研究費補助金による「支援機器の効果的活用や支援手法等に関する情報基盤整備に関する研究（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）」は、全国の身体障害者更生相談所での補装具判定・支給の平準化、支給された補装具の内容のデータベース化に資するものがあったと考える。しかし、支給後の補装具のフォローアップをどの

ように行うのかについては今後の課題となっていた。

本研究では、健康保険制度を用いて装具処方を行う病院、障害者総合支援法による支給を行う身体障害者更生相談所、実際に補装具を提供する製作事業者などにおける治療用装具や補装具の支給とフォローアップの現状を調査し、課題を明らかにする。行政（自治体、身体障害者更生相談所等）や医療機関（医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士等）、補装具製作事業者等の多機関、多職種が役割分担しながら、補装具の適切な支給とフォローアップを実施できるモデルを作成し、効果検証を行うことを目的とした。

本分担研究に関して、昨年度には回復期リハビリテーション病棟で回復期リハビリテーションを行う中での装具処方、再作製に関する研究を施行した。

今年度は地域リハビリテーションの中でどのように装具のフォローが行われているかを見るために千葉県の広域支援センターでの対応に焦点を置き、広域支援センターに指定されている施設での装具処方とフォローアップ、在宅での装具フォロ

一の体制について調査を施行した。

B. 研究方法

2021年10月～12月の期間で、千葉県が指定している二次医療圏にある広域支援センター9施設に対してその担当者を対象にメールによりアンケート調査を依頼した。アンケートの回収率は66.6%（6/9施設）であった。アンケートを行う対象に関しては、2021年4月以降に施設での外来対応に関しては急性期、回復期、生活期における脳卒中患者に対する外来での装具に関する対応とし、これらの患者に対する治療方法について、調査を行った。

調査項目は①施設における下肢装具処方の有無と処方内容、②在宅での装具フォローの有無とし、装具フォローを行っている施設では治療用装具と更生用装具の使い分けについて調査を行った。

（倫理面への配慮）

研究対象者に対する人権擁護上の配慮としては、患者個人に特定した調査は行わず。アンケート調査対象の医療従事者に対する調査のみとしているため、倫理面の問題がないと判断した。

C. 研究結果

アンケートの回収率は7/9施設（77.8%）であった。下肢装具の処方の有無に関するデータを図1に示す。下肢装具処方を行っている施設は85.7%、いない施設は14.3%であり、ほとんどの施設で必要に応じて下肢装具の作製を行っていることがわかった。

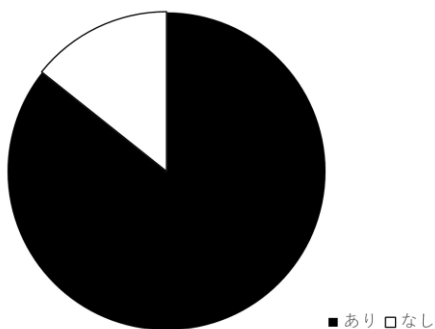


図1 下肢装具処方の有無

下肢装具の処方を行っている施設での装具作製の内容に関するデータを図2に示す。長下肢装具と短下肢装具の両方を作製している施設は28.6%、短下肢装具のみを作製している施設は57.1%であった。

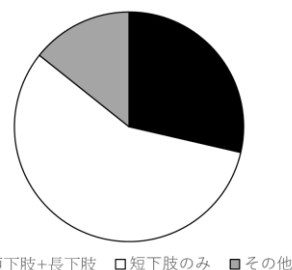


図2 下肢装具処方の内容

短下肢装具作製の種類に関するデータを図3に示す。金属支柱付短下肢装具とプラスチック製短下肢装具の両方を作製している施設は42.9%、プラスチック製短下肢装具の作製のみの施設が57.1%であった。

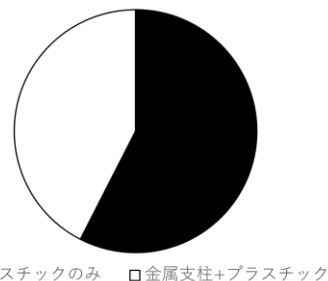


図3 短下肢装具処方の種類

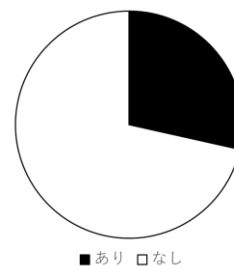


図4 在宅での装具チェックの有無

在宅での装具チェックの有無に関するデータを図4に示す。28.5%の施設において在宅で理学療

法士等のスタッフが装具のチェックを行っていることがわかった。

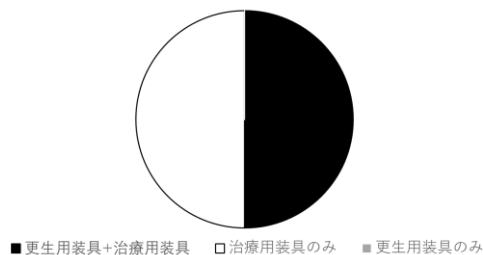


図5 在宅での装具再作製時の制度利用

在宅での装具チェックを行っている場合に装具の再作製を行っている際の制度利用に関するデータを図5に示す。50%の施設で更生用装具と治療用装具が、50%の施設で治療用装具のみでの制度利用を行っていることがわかった。

D. 考察

下肢装具の作製状況に関しては80%以上の施設で作製していることが示され、また約60%の施設で短下肢装具のみの作製をしていることが示された。また短下肢装具に関しては約40%の施設で金属支柱付短下肢装具またはプラスチック製短下肢装具のどちらかを選択しており、プラスチック製短下肢装具のみを作製している施設は50%以上であった。研究施行前の予測では短下肢装具のみの作製で、かつプラスチック製短下肢装具のみの作製である施設が多いのではないかと予測しており、実際の結果もその通りであった。

在宅での装具チェックに関しては、新型コロナ禍であり、在宅へのリハビリテーション自体が減少しているため、十分な調査ができなかった。今回の調査結果では28.5%の施設で在宅での装具チェックを行っているという結果であった。

在宅での装具再作製時の制度利用に関しては、更生用装具と治療用装具が1施設、治療用装具が1施設であった。更生用装具に関しては千葉県では直接判定が基本で、出張判定も用いられているが、特に半島地域や県東部では、出張判定を行っている施設に行くにも車で1時間以上かかること

もあり、なかなか使いづらいのが現状である。今後病院等での医師の装具意見書での間接判定の普及が望まれる。

在宅での装具フォローについては装具の不適合や痙縮の増悪を認知し、その治療を行える地域連携が必要である。すなわち医療機関、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーションスタッフ、ケアマネージャー、デイケアなどの施設との地域連携が重要である。本人の訴え、歩行、ADLの困難さなどから装具の適合、痙縮の状況を地域のスタッフが判断し、地域の専門医療機関への紹介により、専門医療機関の外来での装具のフォローの体制を構築するシステム作りが必要であると思われるが、今回の結果からはまだ不十分な状況であると思われた。

今後研究では実際のそれぞれの症例に対する装具フォローについての調査を行う予定としている。

E. 結論

生活期リハビリテーションにおける装具処方とフォローアップの現状調査として、千葉県広域リハ支援センターにおける補装具の支給とフォローアップに関する現状調査を施行した。施設での装具作製は高率であったが、在宅での装具作製は予測より少ない結果となった。広域支援センターにおいて在宅訪問時の装具のチェック、装具作製に関する専門機関への連携が適切に行われるべきであると思われた。今回はコロナ感染下で調査が施行できなかったが、今後実際の症例に対する装具フォローについても調査を行う予定である。

F. 健康危険情報

本研究に関して特に記載すべき内容はない。

G. 研究発表

1. 論文発表

菊地尚久, 吉永勝訓: 回復期頸髄損傷患者の上肢痙縮に対するボツリヌス治療効果. 日本脊髄障害

医学会誌 33 ; 134-135, 2020.

菊地尚久：関節リウマチ患者のADL向上に向けた装具. The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine57 ; 699-703, 2020.

菊地尚久：脊髄損傷と老化. Journal of Clinical Rehabilitation29 ; 725-732, 2020.

菊地尚久：治療効果判定に役立つ病的歩行の診かた脳卒中瘻性片麻痺. 総合リハビリテーション 49 ; 483-487, 2021.

菊地尚久：痙縮に対する内服薬. MEDICAL REHABILITATION261 ; 27-34, 2021.

2. 学会発表

菊地尚久：シンポジウム 義肢診療における多職種連携 ～何を考えてどう連携するのか？-医師の立場から-. 第57回日本リハビリテーション医学会学術集会, 京都, 2020年8月.

菊地尚久, 浅野由美, 中山 一, 赤荻英理, 近藤美智子, 吉永勝訓：頸髄損傷回復期の痙縮に対するボツリヌス治療効果. 第57回日本リハビリテーション医学会学術集会, 京都, 2020年8月.

菊地尚久：シンポジウム - 脊髄障害者の痙縮治療- 痙縮治療のバリエーションとその選択のポイント. 日本リハビリテーション医学会秋期学術集会, 神戸, 2020年11月.

菊地尚久：シンポジウム 障害者支援施設における支援効果判定に有効な評価方法の検討. 第58回日本リハビリテーション医学会学術集会, 京都, 2021年6月.

菊地尚久：シンポジウム 生活期における地域での義肢装具の多職種連携-その課題と展望- 生活期における義肢装具の多職種連携の現状. 第58回日本リハビリテーション医学会学術集会, 京都, 2021年6月.

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

Ⅲ.別添資料

北九州市医療専門職向け補装具研修会資料

北九州市医療専門職向け補装具研修会 2021

令和3年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
補装具費支給制度等における適切なフォローアップ等のための研究（20GC1012）

おさえておきたい 補装具費支給制度のポイント



横浜市総合リハビリテーションセンター
リハビリテーション科
高岡 徹

YRS
ユース
横浜市総合リハビリテーションセンター

COI 開示

筆頭発表者名：高岡 徹


令和3年度厚生労働科学研究費補助金補助金（障害者政策総合研究事業）：
補装具費支給制度等における適切なフォローアップ等のための研究（20GC1012）

原稿料他：医学書院

YRS

義肢装具のチェックポイント第9版

- 2021年8月1日発行
医学書院
- 義肢装具等適合判定医師研修会で使用するテキスト
- 7年ぶりの改定
- フルカラー印刷
- 26のQ&A⇒担当：高岡



YRS

補装具とは



YRS

補装具とは（厚生労働省令） 法律用語

- 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
- 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

YRS


補装具の定義に関する説明 1

- 障害個別に対応して設計・加工**：身体機能の補完、代替を適切に行うための処方、選定に基づくものであり、またその使用に際しては、適合や調整を必要とするものをいう。
- 身体に装着（装用）**：必ずしも身体に密着させるということではない。いわば装置の使用という意味であり、障害種別に応じた多様な使用方法を含む。

YRS

補装具の定義に関する説明 2

3. **日常生活**のために行う基本的な毎日のように繰り返される活動に用いることをいう。
4. **義務教育**に限るものではなく、療育等を含めた広範な教育形態を意味し、また「**就労**」も企業での雇用に限るものではなく多様な働き方を意味する。
5. **継続して使用**：原則的には種目、名称、型式に応じた耐用年数の期間使用することをいう。




福祉用具とは

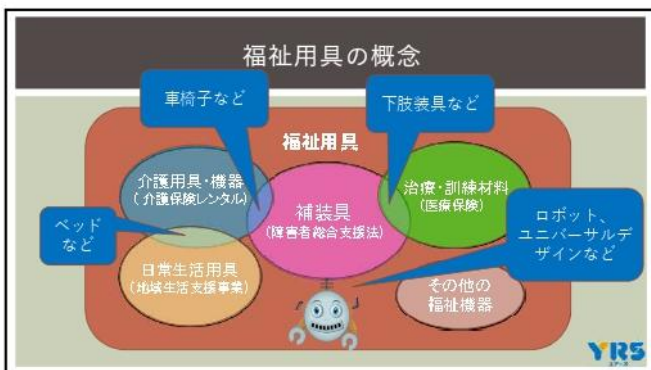
—福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成6年）

- 心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。

↓


- 日常生活用具、治療用装具、補装具（更生用）などを総称する用語






Q&A - 1：制度の利用

- Q：脳卒中発症後に初めて作製する下肢装具を補装具として支給できますか？
- A：治療目的で作製する場合、医療保険による治療用装具として支給します。その後、身体障害者手帳を取得すれば補装具として支給が可能。まずは、治療用装具として作製するのが適当です。



障害者総合支援法について





北九州市医療専門職向け補装具研修会資料

日本の社会保障

1. 社会保険：被保険者などが負担する保険料を主な財源として、病気や外傷、老齢、障害、失業などの事態に対して、定められた保険給付を行う。（健康保険法、介護保険法、国民年金法、労働者災害補償保険法など）
2. 公的扶助：生活困窮者に対して税金による経済援助を行う。（生活保護法）
3. 公衆衛生：広く国民に対する健康の保持・向上に関する支援を行う。（地域保健法、結核予防法、母子保健法、食品安全基本法など）
4. 社会福祉：児童、母子家庭、障害、高齢者など、社会生活を送る上で支援が必要な場合に税金を主な財源として公的支援を行う。（児童福祉法、老人福祉法、障害者基本法、**障害者総合支援法**、発達障害者支援法など）

YRS

(旧) 障害者自立支援法 平成18年 施行

障害者自立支援法

障害種別にかかわらず共通の給付について規定している

身体障害者 福祉法	知的障害者 福祉法	精神保健 福祉法	児童 福祉法
--------------	--------------	-------------	-----------

YRS

題名・目的・理念

改正障害者基本法を踏まえ、法の目的規定を改正し、基本理念を創設することにより、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。【平成25年4月1日施行】

目的の改正

- 「自立」の代わりに、新たに、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記。
- 障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととする。

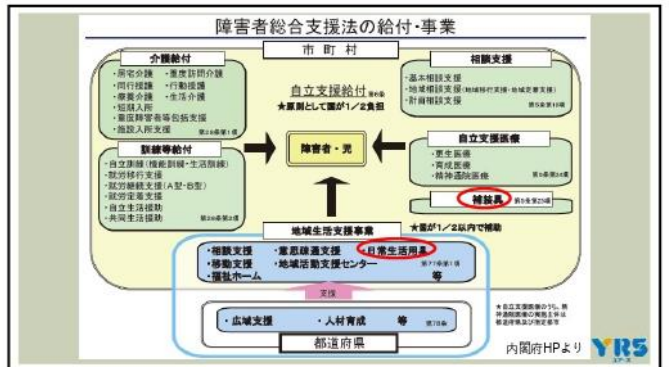
基本理念の創設

23年7月に成立した改正障害者基本法で、目的や基本原則として盛り込まれた。

- ① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、深く基本的人権を享有する者がいかなる個人として尊重されるものであるとの理念
- ② 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
- ③ 可能な限りその身近な場所において必要な(中略)支援を受けられること
- ④ 社会参加の機会の確保
- ⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人と共生することを妨げられないこと
- ⑥ 社会的障壁の除去

といった重要な考え方を新法の理念としても規定することとしたもの。

YRS



障害者の範囲の見直し

○ 制度の存続のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。【平成25年4月1日施行】

➡ 難病患者等で、症状の変動により、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害がある方々に、対して、障害福祉サービスを提供できるようになる。

➡ これまで補助金事業として一部の市町村での実施であったが、全市町村において提供可能になる。

➡ 受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入居、日常生活用具給付だけでなく、新法に定める障害福祉サービスに広がる。

対象

- 障害者自立支援法における支援の対象者は、以下のとおり。
 - ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
 - ・知的障害者福祉法第11条に規定する知的障害者
 - ・精神保健福祉法第10条に規定する精神障害者（発達障害者を含む、知的障害者を除く。）
- 身体障害者の定義 継続し、かつ一定以上の障害があるものを対象
- 身体障害者の範囲 身体障害者福祉法別表に規定列挙
 - ➡ 認知症(認知しやれない)などにより難病等(中略)障害福祉サービスの対象となる場合がある。

● 難病：令和3年11月から、366疾患が対象

○ 対象となる者の範囲については、法令で定めることとしており、厚生科学審議会難病対策委員会での議論等を踏まえ、施行（平成25年4月1日）に向けて検討する。

YRS

Q&A - 2：難病の方への補装具

■ Q：身障手帳のない難病患者に補装具を支給できますか？例えば、血液系疾患の難病の方が転倒による下肢の骨折を契機に歩行が困難となった時、下肢装具や歩行器の支給は可能ですか？

■ A：装具はまずは治療用装具で処方します。骨折後遺症による肢体不自由の障害があっても、難病と関連性がない場合は肢体不自由の手帳取得を勧めるのが適当です。難病だから補装具が必ず支給できる訳ではありません。

YRS



支給制度の体系

- 損害賠償：自動車損害賠償責任保険etc.
- 災害補償：労災保険、公務災害etc.(治療用/更生用)
- 社会保険
 - 医療制度：健康保険、船員保険etc.(治療用)
 - ~~年金制度：厚生年金、国民年金etc.(更生用)~~
 - 介護制度：介護保険 (福祉用具レンタル)
- 社会福祉：障害者総合支援法(更生用)
- 公的扶助：生活保護 (治療材料)

社会保障制度間の選択優先順

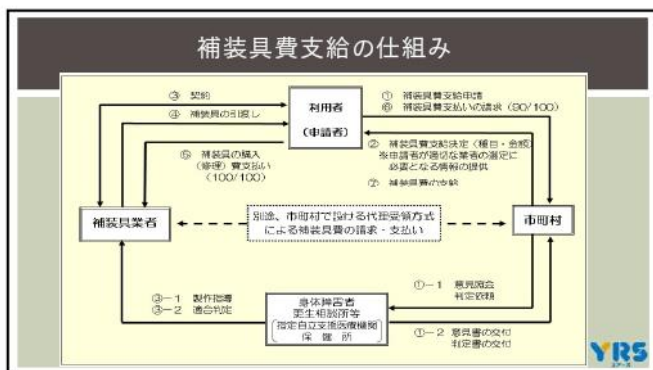
優先順位	制度
高い	損害賠償制度 自動車損害賠償責任保険など
↑ 社会保険系 ↓	業務災害補償制度 労働者災害補償保険法、公務員災害補償法
	社会保険制度 健康保険、国民健康保険、介護保険、船員保険
↓ 社会福祉系 ↓	社会福祉制度 障害者総合支援法、老人福祉法、戦傷病者特別優待法など
	公的扶助制度 最低限の生活水準を補償するために適用される制度 (生活保護法)

補装具費の支給決定の事務処理方法

18歳以上

1. 身体障害者更生相談所による**直接判定**
 - 義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子
2. 身体障害者更生相談所で医師意見書による**書類判定：文書判定**
 - 補聴器、車椅子(オーダーメイド)、重度障害者用意思伝達装置
 - 意見書を書くことができる医師の資格：15名指定医、適合判定医師研修会修了者、各学会専門医など、自治体によって異なる。
3. 市町村による決定(身体障害者更生相談所の判定が不要)
 - 義眼、眼鏡(矯正眼鏡、近光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡)、車椅子(レディメイド)、歩行器、盲人安全つえ、歩行補助つえ(一本つえを除く)については、補装具費支給申請書等により判断できる場合

■ **難病患者等**も同様だが、既定の疾患に該当するか否かについては、医師の診断書や特定疾患医療受給者証等の提出によって確認する。



補装具費支給の仕組み：償還払いの場合

- ① 利用者が市町村に補装具費支給の申請を行う。
- ② 市町村は、身体障害者更生相談所等の意見を基に補装具費の支給が適切であるか審査し、適当と認めた場合は利用者に対して補装具費の支給決定を行う。
- ③ 利用者は市町村から補装具費の支給決定を受けた後、補装具事業者に補装具費支給券を提示し、補装具の購入(修理)等について契約を結ぶ。
- ④ 補装具事業者は、契約に基づき補装具の購入(修理)等のサービス提供を行う。
- ⑤ 利用者は、補装具事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けたときは、補装具の購入(修理)に要した費用を払う。
- ⑥ 利用者は、領収書と補装具費支給券を添えて、市町村に補装具費を請求する。
- ⑦ 市町村は、利用者からの請求が正当と認めた場合は、補装具費の支給を行う。



補装具費支給の仕組み：代理受領の場合

- ① と②は借還払いと同様
- ③ 利用者は市町村から補装具費の支給決定を受けた後、補装具事業者に補装具費支給券を提示し、補装具の購入（修理）等について**認約**を結ぶ。
この際、「補装具費の代理受領に係る委任状」を作成する。
- ④ 補装具事業者は、認約に基づき補装具の購入（修理）等のサービス提供を行う。
- ⑤ 利用者は、補装具事業者から補装具の購入（修理）のサービスを受けたときは、要した費用のうち、**利用者負担額を支払う**。
- ⑥ 補装具事業者は、利用者負担額に係る領収書を発行するとともに、**補装具費支給券の引き渡し**を受ける。
- ⑦ 補装具事業者は、市町村に対し、「補装具費の代理受領に係る委任状」および補装具費支給券を添えて、補装具費を請求する。
- ⑧ 市町村は、補装具事業者からの請求が正当と認めた場合は、**補装具費の支給を行う**。

Q&A - 3：処方医の資格

■ Q：補装具を処方するには資格が必要ですか？

■ A：補装具費支給意見書により自治体が支給の可否を判断する場合、これを作成する医師には一定の資格が必要です。その要件は、国の指針に基づき自治体ごとに決められています。（例）15条指定医、専門医資格など

■ 義肢装具等適合判定医師研修会修了者は、まず大丈夫。

Q&A - 4：手帳の等級

■ Q：障害者手帳6級（上肢7級、下肢7級）を所持している片麻痺者に下肢装具を支給できますか？

■ A：身体障害者手帳を所持し、障害部位としても下肢が含まれているので、医学的に必要性が認められれば、支給することは可能です。

<下肢が7級でも大丈夫>

Q&A - 5：心臓機能障害の方への補装具

■ Q：心臓機能障害の患者に電動車椅子を支給できますか？

■ A：心臓機能障害によって歩行が過負荷となり、移動に著しい制限がある場合は、電動車椅子や車椅子の支給が認められる可能性があります。手帳の所持とともに、活動制限量に関する専門医（心臓）の意見書が求められます。呼吸器機能障害の場合も同様です。


身体障害者更生相談所とは？

1. 根拠法（都道府県は必置、指定都市は任意設置）
 - ・都道府県：身体障害者福祉法第11条第1項
 - ・指定都市：地方自治法施行令第174条の28
2. 身体障害者更生相談所数（全国77か所。支所含む）
3. 主な業務内容
 - ①専門的相談指導業務、②判定業務、③市町村相互間の連絡調整等、④巡回相談、⑤地域における身体障害者リハビリテーション・社会参加の推進事業
4. 職員配置
 - 所長、医師、嘱託医師（リハビリテーション科、整形外科、外科、内科、眼科、耳鼻科）、身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、ケースワーカー、保健師又は看護師、事務員等

身体障害者更生相談所 .. とは？

1. 根拠法（都道府県は必置、指定都市は任意設置）
 - ・ 都道府県：身体障害者更生相談所
 - ・ 指定都市：地方自治法
2. 身体障害者更生相談所
3. 主な業務内容
 - ① 専門的相談指導業務、② 判定業務、③ 市町村相互間の連絡調整等、④ 巡回相談、⑤ 地域における身体障害者リハビリテーション・社会参加の推進事業
4. 職員配置
 - 所長、医師、嘱託医師（リハビリテーション科、整形外科、外科、内科、眼科、耳鼻科）、身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、ケースワーカー、保健師又は看護師、事務員等

北九州市では総合保健福祉センター内の障害福祉センターが身体および知的障害者更生相談所業務を担当



「こうせい」とは？

更正

校正

厚生

公正

更生




「こうせい」とは？

リハビリテーション

↑


更生



身体障害者更生相談所の役割


- 専門的相談、指導、研修
- 補装具に関する助言、判定
- 自立支援医療の判定
- 身体障害者手帳の認定、交付
- 障害支援区分認定
- 施設入所調整
- 地域リハビリテーション

都道府県と政令指定都市の更相とでは若干異なる面がある。



補装具の判定に関わる更生相談所の役割

- 技術的中枢機関であり、市町村等に対する技術的支援機関
 - ・ 直接判定や書類判定の実施
 - ・ 補装具費支給意見書を作成する医師の指導
 - ・ 補装具事業者の指導
 - ・ 指定自立支援医療機関、保健所、難病医療拠点病院等に対する技術的支援
 - ・ 市町村等の職員、医師、業者に対する研修
 - ・ 新しい知識・情報の収集
 - ・ 他地域との判定に関する情報共有




医療と更相の立場の違い

■ 医療

- ・ 目の前の患者さんのこと（だけ）を考える。
- ・ より良い治療、最適な方法を考え、導入する。

■ 更相：行政

- ・ 個性を大切にしながらも、住民（障害者）全体のことを考える必要もある。
- ・ より良いものは認められない可能性がある。





特例補装具

三洲園



特例補装具の一例

- スタンドアップ車椅子
- 車椅子や電動車椅子の特殊な加工
- 特殊な補聴器、その他




- いわゆるロボットなどは対象でない。
- 以前は、ティルト式車椅子や6輪型車椅子、電動車椅子フレーム付き座位保持装置、特殊な歩行器などがあつた。
：現在、これらは基準の中で支給が可能




Q&A - 6 : 特例補装具

- Q : 立ち上がり機構のある車椅子を支給できますか？
- A : 可能性はあります。補装具の種目に該当しても基準表に定められた名称や型式、基本構造等に含まれないものは通常は対象となりません。しかし、「真にやむを得ない」要件がある場合には、身体障害者更生相談所の判定に基づいて、支給することができ、これを「特例補装具」と呼びます。




特例補装具費の支給

- 身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであつて、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具（以下「特例補装具」）
- ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所の判定又は意見に基づき市町村が決定するものとする。
- イ なお、身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるものとする。




借受けについて： 平成30年度からの改正



基本的考え方

- 購入が基本
- 借受けによることが適当である場合に限り、更生相談所等による専門的な意見に基づき、市町村が必要性を認め、決定する。
 - ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
 - ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
 - ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合




対象となる種目など

- ① 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品
- ② 重度障害者用意思伝達装置の本体
- ③ 歩行器
- ④ 座位保持椅子

今のところ限られた種目・自治体でしか利用されていない。使いにくさあり。

- ・判定方法は今までと同様
- ・購入と借受け部分とが混在する場合もありうる。
- ・借受け期間は原則1年まで。再度判定を行うことにより最長3年
- ・費用の計算は細かく設定されているが、省略



処方・見積り・その他



見積書について 下腿義足（骨格構造）



基本価格	B・4 採型TSB式 チェックソケット	81,800円 47,900
ソケット	B・4 熱硬化性樹脂	26,600
ソケット	B・4 シリコン	38,100
支持部	下腿義足用	11,400
外装	下腿義足用	18,200
完成用部品	足部 ○○○	100,000
	ライナー ビンディングあり △△△	90,000
	ライナーロックアダプタ ○	○
	コネクタ △	△
	チューブ など □□・	□□・

(価格は令和3年度版による)



見積書について プラスチック製短下肢装具




基本価格	A・6 採型	16,000円
足継手	プラスチック継手	10,400
下腿支持部	Cモールド 熱可塑性樹脂	9,000
足部	Bモールド 熱可塑性樹脂	7,800
加算要素	足底裏革 (すべり止め)	1,850

(価格は令和3年度版による)



耐用年数について

- 耐用年数は、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものであり、補装具費の支給を受けた者の作業の種類又は障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、再支給の際には実情に沿うよう十分配慮すること。
- 例
 - ・車椅子・電動車椅子：6年
 - ・短下肢装具：両側支柱：3年、硬性支柱なし：1.5年
 - ・靴型装具：1.5年、 など




Q&A - 7：耐用年数について

- Q：耐用年数を過ぎれば新しい装具が作れますか？
- A：耐用年数を過ぎても、使用に耐えうる状態であれば修理等を行い、継続使用していただくのが原則です。

一方、耐用年数以内であっても、破損等によって修理が不可能な状況であれば、新規作製することが可能です。その場合、意見書・判定書に理由を記載するとよいです。

耐用年数を過ぎたら新しく作る⇒わかりやすいかも？




Q&A - 8：複数個支給について

1種目1個が原則

- Q：下肢装具を2つ支給できますか？
 - A:可能。例えば、常用、作業用として。
- Q：車椅子を2台支給できますか？
 - A:可能かもしれない。常用、作業用として。
- Q：義足を2足支給できますか？
 - A:完全に作業用の義足として、形状も異なるような場合には可能でしょう。


予備
室内用・
屋外用と
いう考え
を念頭に



その他 Q&A - 9


- Q：基準表に入っている完成用部品であれば誰にでも支給できますか？
 - A：できない。適応がある。

よりよいもの あると便利





その他 Q&A - 10

- Q：差額自己負担により高額な車椅子を支給できますか？
 - A:可能。公的にはあくまで必要な範囲までとなります。ただし不要な機能がある物まで認めるかは検討要。
- Q：介護保険でレンタルが可能な車椅子を障害者総合支援法で支給できますか？
 - A:できません。レンタル品がない場合は支給可能。
- Q：レンタル品に対して、付属品だけを障害者総合支援法で支給できますか？
 - A:一般的にはできません。本体と付属品を一体で支給することになります。



フォローアップ体制

- 本日も話した支給・判定の問題だけでなく、その後のフォローアップを有効に行うことも重要である。
- 北九州市では、下肢装具管理手帳などをツールとしてフォローアップシステムの構築を図っている。
- 全国のモデルとなるようなシステムを提案していきたい。

ご清聴ありがとうございました。

※各市町村・更生相談所により判断が異なる場合があります。




下肢装具を快適にご利用いただくために

下肢装具は、ご自身の大切な**体の一部**です。
不具合がないか、定期的に確認しましょう！

下肢装具は、一人ひとりの体に合わせて個別に製作、調整しています。しかしながら、体の機能や体重の変化などにより、足の状態は日々変わっていきます。また、装具は時間の経過とともにすり減ってしまったり、がたつきが生じたり、破損したりすることによって、足に合わなくなってきます。

定期的にチェックをして、不具合があれば、**かかりつけ医や補装具製作事業者に相談**しましょう。 ※ 裏面にチェックポイントを掲載しています。

下肢装具の機能

下肢装具は、脳卒中などによる麻痺や筋力の低下により、動かしにくくなった足の機能を補うための補装具です。

歩くことへのサポートだけでなく、椅子からの立ち上がりやベッドへの乗り移り等日常生活を援助してくれます。その他、麻痺した足先の変形や関節が硬くならないように予防する効果もあります。



プラスチック製短下肢装具（一例）

主な役割は、

歩行をしやすくする

立ち上がりをしやすくする

足の変形を予防・矯正する

足の痛みを軽減・予防する

安全で適切な使用のためのチェックポイント

- マジックバンドの付きが弱くなった。
- 足底の滑り止めがはがれている。靴底がすり減っている。
- プラスチックにひびが入っている。変色している。
- 立ったり歩いたりするときに変な音がする。
- 皮膚に当たって赤くなっている。痛みがある。傷ができています。
- 足の太さの変化によって、サイズが合わなくなった。
- 以前より歩きにくくなった。

※該当する項目がありましたら、かかりつけ医や補装具製作事業者、各区役所の保健福祉課に、修理や作り直しについてご相談ください。

補装具製作事業者

補装具の修理・作り直しの申請窓口

お住まいの区役所で申請してください。

各区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー

門 司区役所	☎ 321-4800
小倉北区役所	☎ 582-3430
小倉南区役所	☎ 952-4800
若 松区役所	☎ 751-4800
八幡東区役所	☎ 671-4800
八幡西区役所	☎ 645-4800
戸 畑区役所	☎ 881-4800



本チラシについてのお問い合わせ先

北九州市保健福祉局 地域リハビリテーション推進課
〒802-8560 北九州市小倉北区馬借1丁目7番1号
(TEL) 093-522-8724 (FAX) 093-522-8772